



かもえない

神速内

村民主体・村民本位
～みんなが主役の村づくり～

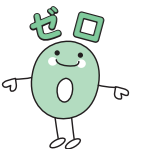


はなすずめ音楽コンサート～観客の子どもたちと～
(3月16日 / 漁村センター)

4

2026
令和8年
No.741

毎日が交通安全の日
交通事故死



6407日 (3月31日現在)



令和8年度 村政執行方針

令和8年第1回村議会定例会の開会にあたり、私の村政に対する執行方針を申し述べ、村議会議員並びに村民各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。



村長 高橋 昌幸

I. 基本方針

私は、去る2月22日に執行された神恵内村長選挙におきまして、村議会議員各位をはじめ、村民の皆様から温かいご支援を賜り、当選を果たすことができ引き続き7期目の村政を担わせていただくことになりましたことは誠に光栄なことであり、心から厚くお礼申し上げます。

自らに課せられた使命の大きさと責任の重さに、改めて身の引き締まる思いであり、本村の発展に向け、初心に立ち返り、全身全霊で職務に邁進する決意であります。今後とも変わらぬご指導、ご支援をお願い申し上げます。

さて、私が村長に就任して以来、「村民主体・村民本位」の理念のもと、水

産業・商工・観光業の振興、福祉・医療・保健体制の充実、子育て・教育環境の充実、防災対策の強化、そして新型コロナウイルス感染症拡大防止や物価高騰対策など村民の皆様が安全で安心できる暮らしを実現するために、各種事業を実施してまいりました。

しかし、本村を取り巻く環境は、極めて厳しい状況が続いており、少子高齢化に伴う人口減少の克服と地方創生の推進は待ったなしの課題となっております。また、デジタル化や脱炭素化といった社会変革の動きにも的確に対応し、限られた財源の中で本村の将来に必要な施策を着実に実施・展開していかねばならないと考えているところであります。神恵内村の将来を見据え、これまでの実績を礎に、次の世代へ持続可能な地域を引き継ぐため、7

期目において特に重点的に取り組む政策目標を次のとおり掲げます。

1. 産業の振興(各漁港整備と水産関連施設の改修、ウナギ養殖とウニ陸上養殖の推進、関係人口・交流人口の拡大、産官学、他地域との連携強化、青少年旅行村の再開発、新規就業者対策の強化)
2. 防災対策の充実(治山事業の推進、避難施設の整備促進)
3. 福祉・医療・保健の連携強化(高齢者施設の整備、予防医療の推進、予防歯科事業の推進、移住・定住への支援策強化、高校生・大学生への支援策強化)
4. 教育の充実(教育環境の整備促進、教育DXの推進)
5. 環境保全対策の推進(簡易水道の計画的整備、合併処理浄化槽の普及拡大)
6. 協働の村づくり(広報・広聴活動の充実、集落支援体制の充実)
7. 高レベル放射性廃棄物の最終処分について(概要調査に対する判断は、村民の皆様のご意見をお伺いしたうえで決定)

以上の7つを政策の柱に位置付け、村長に就任以来の理念である村民の皆様と共に考え、共に行動し、「村民主体・村民本位」を念頭に政策の実現に向けて、全職員が一丸となり村政に取り組み、村民と共に創る協働の村づくりを進めてまいりますので、議員各位をはじめ村民皆様の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

II. 予算編成方針

令和8年度一般会計予算の総額は2億7300万円で、前年度対比8600万円、3.6%の減、一般会計及び3特別会計、簡易水道事業会計の予算総額は2億1624万円で2373万円、0.1%の減となります。

詳細につきましては、別表のとおりです。

本村の財政状況は、財政健全化判断比率で健全性が確認されていますが、財政力指数は0.10と低く基本的な財務体質は脆弱です。

歳入においては、自主財源である村税の占める割合が約4.2%と依然として低く、その財源不足を地方交付税、村債、財政調整基金をはじめとする各種基金で補っていることから、国・北海道の制度財源の確保に努めるとともに、村税をはじめ使用料など各種取入率の向上に努力し、財源の確保に努めます。歳出においては、物価高騰などいまだ先行きが不透明な状況ではありますが、基幹産業である漁業振興、かもしえない竜神温泉を核とした商工観光業振興による地域経済の活性化、災害から住民の生命と財産を守る防災対策、また、安心して子育てができる村づくりを目指した「移住・定住子育て応援給付金支給事業」の創設による日本一を目指した子育て支援対策や教育の充実を図るとともに、高齢者が安心して暮らすことができる福祉・医療・保健サービスの充実した村づくりを目指し、地



令和8年度 当初予算

総額

27億1,623万8千円

(前年度比 2,373万2千円減)

域課題の解決にスピード感を持って対応し、最小限の経費で最大の効果を得られることを念頭に編成しました。

一般会計については、予算規模は縮小しておりますが、引き続き電源立地地域対策交付金を活用した各種事業を計画しております。

また、村政懇談会や各町内会等からお寄せいただいたご意見・ご要望等についても十分検討し、その実現に努めました。

今後は、実質公債費比率が高く推移する見通しにあるため、適切な財政運営に努めます。

国民健康保険特別会計をはじめとする各特別会計や簡易水道事業会計においても、基本的な財政運営及び管理は一般会計と同様に脆弱ですが、独立採算の原則に立ち、経費の削減・合理化や税、保険料等の収納率の向上に努めます。

一般会計及び特別会計当初予算の規模

(単位：千円)

会計区分	令和8年度	令和7年度	比較	
			増減額	増減率
一般会計	2,273,000	2,359,000	△ 86,000	△ 3.6%
国民健康保険特別会計	33,500	28,300	5,200	18.4
後期高齢者医療特別会計	26,100	20,600	5,500	26.7
介護保険特別会計	34,400	34,400	0	0.0
介護サービス事業勘定	34,400	34,400	0	0.0
合計	2,367,000	2,442,300	△ 75,300	△ 3.1

一般会計歳入予算

(単位：千円)

区分	令和8年度	令和7年度	比較	
			増減額	増減率
村税	94,600	94,000	600	0.6%
地方譲与税	9,300	10,400	△ 1,100	△ 10.6
利子割交付金	800	700	100	14.3
法人事業税交付金	1,200	1,000	200	20.0
地方消費税交付金	22,000	22,000	0	0.0
環境性能割交付金	300	900	△ 600	△ 66.7
地方特例交付金	800	200	600	300.0
地方交付税	1,080,000	1,080,000	0	0.0
分担金及び負担金	2,271	2,070	201	9.7
使用料及び手数料	71,530	86,530	△ 15,000	△ 17.3
国庫支出金	40,111	189,840	△ 149,729	△ 78.9
道支出金	246,012	192,170	53,842	28.0
財産収入	5,526	5,830	△ 304	△ 5.2
寄附金	7,100	7,100	0	0.0
繰入金	455,910	385,647	70,263	18.2
繰越金	100,000	50,000	50,000	100.0
諸収入	107,430	123,140	△ 15,710	△ 12.8
村債	28,110	107,473	△ 79,363	△ 73.8
合計	2,273,000	2,359,000	△ 86,000	△ 3.6

一般会計予算
22億7,300万円
(前年度比 8,600万円減)

特別会計予算
9,400万円
(前年度比 1,070万円増)

簡易水道事業会計予算
3億4,923万8千円
(前年度比 5,156万8千円増)

簡易水道事業会計 当初予算の規模

(単位：千円)

収入	令和8年度	令和7年度	比較	
			増減額	増減率
事業収益	145,008	110,343	34,665	31.4%
資本的収入	184,639	166,760	17,879	10.7
合計	329,647	277,103	52,544	19.0

支出	令和8年度	令和7年度	比較	
			増減額	増減率
事業費用	110,345	113,418	△ 3,073	△ 2.7%
資本的支出	238,893	184,252	54,641	29.7
合計	349,238	297,670	51,568	17.3

一般会計歳出予算

性質別

(単位：千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	比較	
			増減額	増減率
人件費	437,720	440,296	△ 2,576	△ 0.6%
物件費	777,522	910,865	△ 133,343	△ 14.6
維持補修費	50,679	47,022	3,657	7.8
扶助費	71,889	71,871	18	0.0
補助費等	382,112	451,060	△ 68,948	△ 15.3
公債費	235,000	170,000	65,000	38.2
積立金	58,700	32,200	26,500	82.3
投資及び出資金	0	0	0	0.0
貸付金	150	150	0	0.0
投資的経費	142,900	147,920	△ 5,020	△ 3.4
うち補助分	10,000	102,200	△ 92,200	△ 90.2
うち単独分	132,900	45,720	87,180	190.7
繰出金	115,028	86,416	28,612	33.1
予備費	1,300	1,200	100	8.3
合計	2,273,000	2,359,000	△ 86,000	△ 3.6

目的別

(単位：千円)

区 分	令和8年度	令和7年度	比較	
			増減額	増減率
議会費	35,700	35,870	△ 170	△ 0.5%
総務費	894,220	970,600	△ 76,380	△ 7.9
民生費	197,700	229,900	△ 32,200	△ 14.0
衛生費	321,000	260,350	60,650	23.3
労働費	280	280	0	0.0
農林水産業費	87,300	133,600	△ 46,300	△ 34.7
商工費	86,700	199,000	△ 112,300	△ 56.4
土木費	124,900	103,900	21,000	20.2
消防費	93,400	141,000	△ 47,600	△ 33.8
教育費	136,800	81,100	55,700	68.7
公債費	235,000	170,000	65,000	38.2
諸支出金	58,700	32,200	26,500	82.3
予備費	1,300	1,200	100	8.3
合計	2,273,000	2,359,000	△ 86,000	△ 3.6

Ⅲ. 主な事業計画

1 総務関係

◇地域防災対策

気候変動等により激甚化、頻発化している災害に対応するため、関係機関と連携をはかり、住民参加の避難訓練を実施し、職員の災害時における体制の確認と村民の防災意識の向上をはかります。

また、神恵内村災害時備蓄計画に基づき非常食や避難所の備品を整備し、災害時に備えます。

▼避難所用非常食・毛布等購入費

69万1千円

◇行政事務効率化の推進

多様化・複雑化する行政サービスを維持するために、事業の見直しと重点化をはかり、少数の人員でも業務が実施できるよう改善を進めます。また生成人工知能(生成AI)等新たなデジタル技術の活用による行政事務の効率化をはかり、住民サービスの向上に努めます。

▼行政事務効率化検討業務委託料

450万円

◇情報化の推進

IP告知放送設備及びテレビ地上デジタル放送設備は、情報を伝達するうえで重要な役割を果たしていますので

適切に運用します。

また、行政組織として必要な各種情報システムについても適切に管理運用し、住民生活の利便性向上に努めます。

▼行政情報システム管理費

5811万円

◇交通安全対策

「毎日が交通安全の日」を合言葉に、悲惨な交通事故を無くすため、村民あげて交通安全対策に取り組み体制のもと、事故死ゼロの記録を更新しています。

今後も旗の波作戦などの啓発運動を通して交通安全思想の普及に努め、交通事故のない安心して暮らせる村づくりを目指します。

▼交通安全運動推進委員会運営補助金

70万円

▼チャイルドシート購入事業費補助金

5万円

▼自転車用ヘルメット購入事業費補助金

5万円

◇広報広聴活動

「村民主体・村民本位」の村づくりを実現するためには、村民と行政が情報を共有することが重要です。

広報紙やIP告知放送、ホームページなどを活用して、様々な情報をわかりやすく発信するとともに、村政懇談会の開催や広聴はがきにより、多くの声を行政に反映できるよう努めます。

▼文書広報費

282万円

◇職員研修の推進

多様な行政ニーズに対応するため、管理職員を自治大学校へ、若手職員を各種研修へ派遣し、更なる資質向上をはかります。

全職員 of 定期健康診断等を実施し、健康管理に努めます。

また、引き続き職員 of ドローン等の国家資格取得を推進します。

▼職員研修費

104万4千円

▼職員厚生費

114万1千円

▼ドローン等国家資格取得費

65万5千円

◇地域交通対策

令和6年10月から沿線4町村で「岩宇地域海岸線・しおかぜライン」の運行を開始しました。

村の独自施策として全村民無料とすることにより利用促進をはかるとともに、岩宇地域をつなぐ住民生活に欠かさない本路線の維持に努めます。

▼地域交通対策事業

1413万5千円

◇地籍調査事業

地籍調査は、3地区目のツボ石地区の調査が終了したため、北海道に対し認証請求及び法務局に対して成果物の写しの送付を行います。

▼地籍調査事業費

60万円

◇移住・定住・交流推進対策

本村は、急速に進行する人口減少と

少子高齢化により、地域活力の維持や教育環境の確保、産業の担い手確保といった地域社会の持続可能性に直結する重大な局面を迎えています。

特に子どもの数の減少は、学校運営の縮小、地域行事の担い手不足、将来の労働力減少、地域経済の縮小へと連鎖し、やがては自治体経営そのものに大きな影響を及ぼします。

こうした状況を踏まえ、本年度は「日本一子育てしやすい村づくり元年」として、都市部で暮らす子育て世帯から「移住先として選ばれる村」となるための施策を総合的に推進します。

とりわけ、私が選挙公約で掲げた子育て世帯への支援拡充として、神恵内村子育て世帯移住定住生活応援給付金(通称:神の子給付金)給付制度を創設します。

神の子給付金は、村内に住所を置く未就学児と神恵内小中学校に通学する児童生徒を養育する保護者に対し、子ども一人当たり月額2万円を支給します。

子どもの誕生から中学卒業まで最大382万円の支給額は、村が調べたところ全国1位タイということであります。手厚い支援を行うことで子育て世帯の経済的負担を軽減し、安心して子どもを産み育てられる環境を力強く支えていきます。

また、本方針の福祉対策や保健対策に掲げる従来独自の手厚い子育て支援を総合的なパッケージとして再構築し、その魅力を村外へ積極的に発信します。

特に東京都などの大都市圏では、通勤負担や住居費・教育費の高騰によつ

て厳しい生活環境に置かれているシングルペアレント世帯に対し、単なる移住促進ではなく「生活再建型移住支援」として、仕事の確保を前提とした移住の仕組み、都市部と比較して住居費を大幅に軽減できる環境、孤立を生まない支援体制の構築、教育・医療の安心確保など、仕事・住まい・子育てを一体で支える包括的支援を行うための体制の構築と戦略づくりを全庁挙げて取り組むとともに、地域おこし協力隊員、副業型地域活性化起業者、地域商社及び村内各関係団体にもご協力をいただきますながら、まずは支援制度の「充実」と「見える化」を両輪として、地域ぐるみの受入れ態勢を整えてまいります。

国が創設を進める「ふるさと住民登録制度」は、居住地にかかわらず特定の自治体に継続的に関わる人を「ふるさと住民」として登録する制度で、従来の観光客や移住者ではない、いわゆる「関係人口」を可視化して地域との持続的関係をつくることを目的としています。

これまで本村に対し、ふるさと納税や観光リピーター、イベント参加者として関わりがあり、神恵内村に対して熱い想いを寄せる方々に登録していただけでなく、地域活動やボランティア、副業として地域の担い手の確保・拡大にもつなげていくことで、将来的な二地域居住や移住を視野に入れた持続的な関係づくりを推進します。

▼子育て世帯移住定住生活応援給付金給付事業 960万円

▼地域おこし協力隊費 1781万円

▼副業型地域活性化起業者業務従事負担金 200万円

▼第4回ドローンサッカー大会神恵内カップ 172万2千円

▼地方創生テレワーク推進事業費 65万円

◇空き家対策

廃墟化し、倒壊のおそれがある「特定空き家」の除却を進めるため、本年度も解体に要する費用の一部を補助します。

管理が不十分でそのまま放置すれば「特定空き家」になるおそれのある「管理不全空き家」については、所有者に適切な管理と活用を促します。

▼危険空家対策支援事業補助金

250万円

※解体工事費の1/2 上限50万円

2 福祉対策

本年1月末現在における本村の人口構成は、65歳以上の高齢者数は336人(高齢化率46.9%)、就学前の児童数は11人(1.5%)となっており、依然として少子高齢化が進行しています。

このような状況の中、移動支援として、岩宇4町村で運行する「しおかぜライン」において、引き続き「どこでもパス」による全路線無料乗車を継続します。併せて、村内の日常生活における利便性向上のため、「たつ姫号」の運

行を継続します。

高齢者福祉対策については、老人福祉寮や高齢者共同生活支援施設(友遊館)を核とし、住み慣れた地域で安心して生活できる基盤の確保に努めます。介護予防・日常生活支援総合事業については、地域包括支援センターを中心に、要支援者等への効果的な支援を推進するとともに、公益的な役割を担う社会福祉協議会や高齢者団体の活動を引き続き支援します。

障がい者福祉対策については、重度心身障がい者が安心して暮らせるよう、生活扶助及び医療費扶助事業を継続するとともに、障がい者相談支援センターと連携した生活支援を展開します。児童福祉対策については、神恵内保育所等複合施設において、子どもが安心して過ごせる生活の場を提供し、子育て支援の充実をはかります。また、今年度から全国の自治体で実施される、誰でも時間単位で保育所を利用できる「こども誰でも通園制度」を開始し、結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に応じた切れ目のない支援に努めます。地域コミュニティの活性化については、令和4年度の稼働以来、順調に普及している「かもえないチャンネル(かもちゃん)」のより活発な運用と利用促進をはかります。

避難所に指定している赤石集会所、珊内集会所及び川白ふれあいセンターに冷房設備と温水洗浄便座を新たに設置し、環境改善と防災機能のさらなる強化をはかります。

▼結婚・出産祝金支給事業	47万円
▼社会福祉協議会運営補助金	130万4千円
▼福祉燃料臨時助成事業	316万円
▼結婚新生活支援事業	180万円
▼高齢者見守りシステム設置事業	15万円
▼電話サービス事業	64万8千円
▼高齢者給食サービス事業	360万円
▼どこでもパス事業	300万円
▼地域包括支援センター運営業務委託料	600万円
▼重度心身障がい者医療費扶助事業	400万円
▼重度心身障がい者生活扶助事業	159万円
▼老人福祉施設入所者扶助事業	223万8千円
▼身体障がい者等扶助事業	3474万円
▼高齢者福祉施設管理費	1594万円
▼保育所運営費	479万円
▼ひとり親家庭等扶助事業	115万7千円
▼地域子育て支援センター運営費	24万円
▼放課後児童対策事業	72万円
▼コミュニティDX運営事業	270万円
▼集会所冷房設備設置事業	1050万円
▼集会所トイレ改修事業	150万円

3 保健対策

妊娠から出産、そして学童期に至るまでの健やかな成長を支えるため、切れ目のない支援事業を継続してまいります。子育て支援については、神恵内村こども家庭センターを核として活用し、産後ケア訪問事業や短期入所事業などの体制をさらに充実させ、安心できる育児環境を整備します。

各種健康診査事業については、引き続き自己負担額を無料とし、受診率の向上をはかります。あわせて、生活習慣病の早期発見、早期治療に向けた予防対策の充実に努めます。

歯周病予防が糖尿病重症化の予防に寄与するという視点から、医科と歯科が連携した予防歯科意識啓発事業を、健康づくりの重点的な取り組みとして継続します。

予防接種事業については、昨年4月から開始した全村民を対象とする接種費用の全額助成を、本年度も継続して実施します。

また、新たに承認されるワクチンや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できるよう、村立診療所及び近隣医療機関と緊密に連携し、円滑な事業推進をはかります。

▼各種健康診査事業	396万円
▼歯科検診事業	46万5千円
▼乳幼児予防接種事業	47万円
▼インフルエンザ予防接種事業	268万5千円

▼子宮頸がんワクチン接種費用助成事業	9万円
▼小児任意予防接種費用助成事業	6万6千円

▼B型肝炎予防接種事業	3万円
▼肺炎球菌予防接種事業	27万6千円
▼新型コロナウイルスワクチン接種事業	560万円
▼帯状疱疹ワクチン接種事業	400万円
▼RSウイルスワクチン接種事業	110万円

▼乳幼児健康診査業務委託料	13万3千円
▼妊婦健康診査事業	25万円
▼不妊治療及び交通費助成事業	93万1千円
▼産後ケア訪問業務委託料	13万2千円
▼乳幼児等医療費扶助事業	182万円
▼未熟児養育医療費扶助事業	29万円
▼予防歯科意識啓発事業	429万円

4 環境衛生対策

村民の皆様と協働により、さらなるごみの減量化とリサイクルを推進し、環境にやさしい村づくりに取り組みます。

また、環境負荷を軽減するため、合併処理浄化槽設置等補助事業については、補助単価を引き上げ実施します。

防災機能の強化と住民の除雪支援を目的として、タイヤシヨベル1台を更

▼じん芥収集業務委託料	1331万円
▼指定ごみ袋等交付業務委託料	62万円

▼岩内地方衛生組合負担金 3664万8千円

▼合併処理浄化槽設置等事業補助金 1507万7千円

▼タイヤシヨベル購入事業 700万円

5 医療対策

村民の皆様様の生命と健康の保持増進をはかるため、安定的な診療体制の確保に努めます。

▼村立診療所費 5560万円

▼村立歯科診療所費 3743万円

6 産業振興対策

◆労働福祉対策

季節労働者に対しては、慰労事業や傷害保険料の全額負担、短期雇用者生活資金貸付を継続し、生活の安定を支えます。道外企業の新規参入による雇用の創出・安定をはかるため、立地事業者に対する積極的な支援を行います。

▼労働福祉対策費 28万円

◆商工業の振興

商工業については、人口減少、物価高騰による購買力の低下や消費の低迷が続く、依然として厳しい経営状況が続いています。

物価高騰等の影響を受ける村民の消費や暮らしを支え、地域経済の活性化

をはかるため、本年度も消費需要喚起を目的としたプレミアム商品券事業のプレミアム分を補助するなど商工会の運営を支援します。

大阪市の企業によるウナギの陸上養殖、加工事業の村内進出は、当該企業がやむなく事業を撤退することになりましたが、本事業は、新たなパートナー企業を求め精力的に協議を重ねているところです。一日も早い事業化を期待するものでありますが、進出企業が持続可能かつ健全な経営を続けていくための方策や基盤づくりを着実に整え、当該事業が地域経済を牽引する産業に発展していくよう支援します。

▼商工振興補助金 2348万円
(うち、プレミアム商品券事業補助金 1130万円)

◆観光の振興

観光については、岩宇地域や赤井川村との連携、後志のむら6村連携等を通じて、それぞれ地域の魅力を相互に補完しながら、本村の認知度向上とさらなる誘客をはかる周遊観光を推進します。

神恵内青少年旅行村は、観光・交流・人材育成・産業振興など多様な機能を併せ持つ複合的な拠点として再構築を進め、村外から人材や投資を呼び込み、地域内での消費拡大と新たな付加価値の創出をはかり、地域経済に持続的な好循環を生み出す施設となるよう取り組んでまいります。

本年度は、令和7年度に策定した「神恵内青少年旅行村及び周辺の地域コ

ミュニティ拠点化構想」に基づき、具体的な整備内容や事業手法、スケジュール等を明らかにする実施計画を作成します。あわせて、自然環境を生かした滞在機能の向上や地域住民・来訪者が交流できる空間づくりを進め、段階的なりニューアルに着手し、交流人口の拡大と地域活力の向上につなげてまいります。

昨年4月に開業した「かもえない竜神温泉」は、村内外多くの皆様にご好評をいただいております。地域コミュニティの形成や脱炭素社会推進の象徴施設として各種催しを実施してきましたが、年間利用者数は当初見込みを下回る状況にあります。

本年度は、利用者を2倍にする具体的アクションプランとして、札幌圏の日帰りドライブ客やニセコ滞在のインバウンドをターゲットとした立ち寄り型観光の需要やサウナファンの獲得、地元・近隣の常連づくりなどの取組や村民の皆様の健康増進、交流促進をはかる取組を実施し、利用者の増加と健全な運営に努めます。

珊内ぬくもり温泉は、開業から30年が経過しましたが、地域住民の皆様はもとより、近隣町村の常連のお客様からご支持いただいておりますので、可能なかぎり営業を継続します。

道の駅「オスコイ!かもえない」は、近年、利用者数は増加傾向にあるものの、近隣の道と比較すると依然として来訪者数は限定的で、西積丹ルートは交通量の絶対値が少ないこと、物販中心で飲食体験ができず滞在理由が弱いことなどが課題となっております。

こうした課題を解決するため、これまで本村とつながりを持つ大学の専門的知見や学生の皆さんの柔軟な発想を積極的に取り入れ、施設の収益性を高めるとともに、来訪者の満足度向上に努めます。

▼観光情報センター管理費 2892万円

▼かもえない竜神温泉管理運営費 1040万円

▼珊内ぬくもり温泉管理運営費 700万円

▼青少年旅行村管理費 55万円

▼商工観光施設管理費 99万円

▼沖揚げまつり実行委員会運営補助金 550万円

▼花火大会開催経費 300万円

◆水産業の振興

村の基幹産業である漁業は、温暖化等による海況変化のため、漁獲量の減少や魚価の低迷、燃油の高騰、漁業の担い手不足など依然として厳しい経営状況が続いています。漁業の振興発展を実現するためには、水産資源の維持増大が最も重要であり、これまで同様、漁業者や関係機関と連携して適切な資源管理型漁業を推進し、サケ、マス増殖事業をはじめ、ニシン資源の増大や藻場の再生をはかります。

また、漁業者の所得向上や自然災害によるリスク軽減のためには、安定した漁獲が見込まれる養殖事業への取組が必要です。
ナマコの増養殖事業についてはナマ

コ礁を増設し、生育環境の向上をはかります。また、ウニの陸上養殖施設の本格設置に向け、専門職員を配置し実証実験を進めるとともに、陸上養殖施設を中心とした漁村のにぎわい創出など海業の推進について検討を進めます。

新規漁業就業者対策については、漁業就業支援フェアに参加するなど村の支援策を積極的にPRし、漁業者の獲得に努めます。

各漁港の災害対策及び機能向上については、水産基盤整備事業及び水産業競争力強化機能増進事業で計画されている事業の早期完成に向け、引き続き関係機関に要望します。

漁場の整備については、今年で17年目を迎える藻場LANDプロジェクト事業において、藻場造成区の維持管理に努めます。

また4年目となるブルーカーボン生態系拡大プロジェクト事業を継続支援するとともに、北海道が前浜に計画的に設置している藻場礁と併せ、Jブループロジェクト取得に向けた検討を進めます。

集会施設としての利便性向上のため、漁村センターの照明設備のLED化改修と多目的トイレを整備し、適切な維持管理に努めます。

【水産業の振興】

- ▼トド被害対策事業補助金 60万円
- ▼漁業近代化資金利子補給金 5万円
- ▼神恵内救難所運営事業補助金 40万円
- ▼漁協青年女性部育成事業補助金 60万円
- ▼漁協経営助成事業補助金 112万9千円

▼ナマコ種苗生産事業補助金 296万6千円

▼ナマコ種苗放流事業補助金 72万2千円

▼ナマコ資源量調査事業補助金 33万6千円

▼ナマコ礁造成事業補助金 200万円

▼水産基盤整備事業地元負担金 80万円

▼新規漁業就業者支援補助金 162万4千円

▼水産業成長産業化沿岸地域創出事業補助金 150万円

▼船舶給油施設解体事業補助金 350万円

▼漁村センター照明LED化改修事業 2750万円

▼漁村センター多目的トイレ設置事業 1120万円

【漁港・漁場の整備】

▼神恵内村藻場LANDプロジェクト事業 280万円

▼漁港壁面補修委託業務 150万円

▼水産物供給基盤機能保全事業 (神恵内漁港本港地区) マイナス3・5m泊地(浚渫) A=900㎡

▼水産環境整備事業 (神恵内横洞漁場) マイナス2・5m物揚場(補修)設計

▼水産業競争力強化機能増進事業 (神恵内漁港本港地区) ブロック投入 N=80基

▼沖防波堤標識灯(補修) 2基

◆農林業の振興

試験農園で行っている稲作を継続実

施するとともに、畑作では引き続き野菜の試験栽培を実施し、農地の有効利用の検討を進めます。

また、交流・関係人口の拡大を目指し、水田では田植えや稲刈り等体験型イベントを実施し、収穫した作物の一部を学校給食に提供するなど地産地消・食育活動等に活用します。

森林は、土砂災害の軽減や温室効果ガスの削減に欠くことのできない重要な働きがあり、それを十分に生かすために適正な保全管理に努めます。

ヒグマの出没やエゾシカの被害が多発しており、有害鳥獣駆除対策をより一層進める必要があります。村内ハンターの狩猟免許等取得や猟銃等購入に要する諸費用を助成するとともに、猟友会岩宇支部へ活動費用を助成します。

今後も警察や猟友会など関係機関と協力しながら鳥獣被害の防止に努めます。

▼クラインガルテン事業 113万5千円

▼森林所有者情報整備事業 32万6千円

▼有害鳥獣捕獲奨励金 375万円

▼猟友会岩宇支部補助金 300万円

▼有害鳥獣捕獲従事者支援補助金 176万5千円

7 土木関係

◆道路整備事業

村道については、支障箇所等を補修し、5年に1度の橋梁法定点検を行い、住民が安心して通行できるよう維持管

理に努めます。

また、ロードヒーティング分電盤の改修と、村道の外灯をLED化に改修します。

▼道路維持補修業務 1130万円

▼橋梁定期点検業務 1000万円

▼ロードヒーティング分電盤改修工事 (川向町線) 1000万円

▼村道外灯改修工事 1200万円

一般国道229号は、地域住民の生活に深い関わりを持ち、重要な役割を果たしております。引き続き維持・補修や災害対応等の整備を関係機関に要請します。

また、道道998号線は、防災対策上重要な避難道路となることから、関係機関に防雪・防災対策の充実に要請します。

◆小樽開発建設部事業計画概要

○事業名 一般国道229号 岩内町 岩内道路維持除雪外一連工事

○事業概要 工事延長…

一般国道229号 L=54・1km

一般国道276号(岩内共和道路) L=7・3km

巡視・巡回工、道路清掃工、緑地管理工、応急処理工、災害対策工、除雪工(一般除雪工、運搬排雪工、凍結防止工、歩道除雪工)、応急処理工

○施工時期 令和8年4月～令和9年3月

○事業名

一般国道5号 共和町 舗装維持補修外一連工事

○事業概要

一般国道5号 L≒84・5km
一般国道5号(黒松内新道) L≒5・2km

一般国道229号 L≒133・8km

一般国道230号 L≒37・4km

一般国道276号 L≒56・5km

一般国道393号 L≒15・7km

アスファルト舗装工

密粒度アスコン(車道)再生

W≒1170t

細粒度アスコン(歩道)再生 W≒10t

施工時期 令和8年4月～令和9年3月

◇小樽建設管理部事業計画概要

○事業名

古平神恵内線道路メンテナンス工事
(当丸シエルター)(補正・明許)

○事業概要

【当丸シエルター補修】

吹付防水工 A≒190㎡

○施工時期

令和8年4月～令和8年10月

○事業名

古平神恵内線防災安全B(地方道)工事
(通信設備工)

○事業概要

光ケーブル更新 L≒3・5km

○施工時期

令和8年5月～令和9年3月

○事業名

古平神恵内線防災安全B(地方道)工事
(通信設備工)

○事業概要

照明更新 N≒3構造物(当丸シエルター、2000年の森公園シエルター、No.18シエルター)

○施工時期

令和8年6月～令和9年3月

○事業名

古平神恵内線道路メンテナンス工事
(当丸シエルター)

○事業概要

【当丸シエルター補修】

吹付防水工 A≒190㎡

○施工時期

令和8年7月～令和8年12月

○事業名

古平神恵内線地道債(局改)工事
(擁壁工)

○事業概要

【熊見覆道2】

アンカー付山留式擁壁工 L≒30m

○施工時期

令和8年7月～令和8年12月

○事業名

古平神恵内線防災安全B(地方道)工事
防災設備更新検討(補正・明許)

○事業概要

既存防災設備の更新検討

○施工時期

令和8年4月～令和9年3月

◇除雪対策

住民生活に支障とならないよう、除雪作業を円滑に実施し、冬期間の安全な通行を確保します。

▼除雪費

5774万円

◇河川整備事業

異常気象等に伴う河川災害の未然防止にむけて、関係機関と連携し、適切な管理に努めます。

▼河川維持費

388万5千円

◇砂防整備事業

平成28年度から、北海道が実施している珊内川砂防事業(1号砂防堰堤等)については、流域全体の早期完成を要請します。

◇小樽建設管理部事業計画概要

○事業名

珊内川大規模特定砂防事業

○事業概要

1号堰堤
魚道工(N≒1基)
流木補足工(左岸側)(N≒1基)
4号堰堤

○施工時期

令和8年10月～令和9年3月

◇治山事業

今年度は、北海道が赤石地区3箇所の治山事業を行います。引き続き他の要望箇所の早期着手を関係機関に要

請します。

▼山一地主復旧治山事業(継続) 1箇所

▼赤石地区予防治山事業(継続) 1箇所

▼小倉地主予防治山事業(新規) 1箇所

◇住環境整備事業

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理をはかり、快適な住環境の確保に努めます。

▼西ヶ丘団地(H6-1)外壁修繕事業 400万円

8 文教施設

村の将来を担う子どもたちが生き生きと学び育つため、教育委員会と連携して教育行政を進めます。教育関係施設については、適切な維持管理に努め、安全・安心な教育環境づくりをはかります。

▼教育費 1億3680万円

9 泊発電所

昨年、北海道電力株式会社泊発電所3号炉が原子力規制委員会の新規規制基準適合性審査に正式に合格し、当村を含む地元4町村と北海道による地元同意の手続きが完了しました。現在、泊発電所では2027年早期

の再稼働を目指し、新規制基準に基づく追加の安全対策工事が進められていますが、事業者に対しては安全対策の不透明性の高い情報公開を強く求めていくとともに、当村においても発電所への立ち入りや原子力防災訓練等を通じて安全性のさらなる追求をはかり、村民の皆様の安全と安心を確保します。

また、原子力災害時の避難道路である道道998号線(古平・神恵内間)は、通年通行が可能なものの、特に冬期は通行規制がたびたび発生していることから、吹雪による視程障害や吹き溜まり対策、除排雪による適切な維持管理について、道路管理者の北海道はもとより国においても責任をもって対応していただくよう要請します。

村民に対する原子力発電に関する正しい知識の普及ならびに村職員の資質向上をはかるため、広報・調査等交付金を活用した「原子燃料サイクル施設等村民見学会」、「原子燃料サイクル施設等職員視察」を実施するほか、小学5、6年生と保護者を対象とした「原子力・エネルギー見学会」を実施します。

▼原子力発電対策費 778万円

10 高レベル放射性廃棄物の最終処分事業

高レベル放射性廃棄物の最終処分事業は、国のエネルギー政策に直結する重要な課題であり、わが国全体で取り

組むべき長期的な課題です。

当村においては、令和2年10月に国からの申し入れを受諾し、同年11月から第一段階の文献調査に協力してきました。その結果、国内で初めて概要調査の候補地としての可能性が認められています。概要調査に進むための必要な手続が遅れています。

国に対しては、こうした事態の早期打開と着実な次段階手続への進展、そして処分地の選定に向けた調査がさらに多くの地点で実施できるよう全国的な理解活動に取り組むのはもちろんのこと、国がさらに一歩前に出て他地域の理解を求めていく努力を続けられることを望みます。

IV. 特別会計

1 国民健康保険特別会計

国民健康保険の保険者業務は、後志広域連合において行われていますが、保険税の賦課と徴収事務及び資格の変更や各種申請の手続きは、村で行っています。

本会計では、後志広域連合への分賦金、特定健康診査等の委託料、保険税の賦課と徴収に係る事務費を計上しており、適正な執行に努めます。

▼一般会計繰入金 1745万8千円

2 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療制度については、北海道後期高齢者医療広域連合において事務の大半が執行されていますが、保険料の徴収や被保険者証の交付、各種申請の手続きは、村で行っています。

本会計では、保険料の徴収と事務費を計上しており、適正な執行に努めます。

▼一般会計繰入金 917万円

3 介護保険特別会計

本会計では、「第9期介護保険事業計画」に基づき、各種サービス事業者との連携のもと、居宅介護や地域密着型サービスなどの介護給付対象を適切に実施し、高齢者の生活を支援します。

▼一般会計繰入金 40万円

V. 公営企業会計

1 簡易水道事業会計

村民に安全な水道水を安定的に供給するため、簡易水道施設の適切な維持管理に努めるとともに、将来にわたって安定した給水が可能となるよう、今年度も老朽化した配水管等の取替工事を実施します。

▼神恵内地区配水管布設替

(国道229号・村道中学校線)事業

▼神恵内地区給水管布設替事業 7590万円

▼川白地区配水管布設替事業 946万円

▼川白地区給水管布設替事業 7700万円

▼川白地区取水ゲート取替修繕事業 2090万円

▼川内地区量水器取替事業 770万円

▼公営企業会計包括事務支援業務 363万円

▼一般会計繰入金 550万円

▼一般会計繰入金 8800万円

むすび

以上、令和8年度村政執行の所信を述べさせていただきました。

これまで、村の振興発展のために全力を尽くして数々の事業を実施してきましたが、今後も情熱を持ってすべての村民の皆様の幸福と神恵内村の限らない発展のために果敢に挑戦し、未来に夢と希望を持てるよう次の世代にしっかりと引き継ぐため、18世紀にイギリスの思想家のジェレミー・ベンサムが唱えた「最大多数の最大幸福」の実現を目指して、この小さな神恵内村を舞台に、職員と一丸となって取り組んでまいります。

議会議員各位をはじめ、村民皆様の一層のご支援とご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和8年度 教育行政執行方針

令和8年第1回神恵内村議
会定例会の開会にあたり、所管
する教育行政の基本的な執行
方針について申し上げます。



教育長 玉川 量規

現代社会では、東日本震災による
原子力事故の複合災害、新型コロナウ
イルス感染症のパンデミック、ロシア
によるウクライナ侵攻、生成AIの急
速な普及と偽情報リスク等、過去の経
験や蓄積されたデータをもつてしても
予測できない出来事が相次いで起こっ
ています。

これらの出来事は、常に形を変え、
不確実性が高く、複雑、かつ曖昧な実
態であることが特徴的で、私たちの対
応力、そして社会の回復力が問われ続
けています。

先行き不透明でありながらも、こう
した出来事は今後も確実に起こること
が推測されます。

また、私たちの身近な地域社会にお
いても、急激な人口減少、人々の働き
方や仕事への価値観の変化、消費者行
動の移り変わりも単純な予測では捉え

きれない複雑さを含み、これらの課題
の解決には完璧な準備よりも、起こり
うる変化に柔軟に対応し、そこから物
事の本質を捉え学ぶことが重要である
と考えます。

そして、私たちは、こうした背景を
深く理解し、それぞれが持続可能な社
会の創り手として周りの人たちと協力
し合い、問題を解決する資質と能力を
これまで以上に高める必要があります。
教育委員会としましては、村民一人
ひとりが、自分の良い面や可能性を引
き出し、他者と協働しながら持続可能
な社会を創ることを学び、生涯を通じ
て幸せを感じることができるよう教育
行政を推進してまいります。

1. 全村教育の推進

学校教育、社会教育、地域、そして、
家庭がそれぞれの役割を果たしつつ、
相互に理解、連携、協調を深めながら
村民一人ひとりが社会の変化に対応で
きる知識や技術を自ら学び、自己実現
がかなえられるよう多様なニーズに応
じた学習機会を提供し、広く学習成果
が活かされる教育の推進を図ります。

2. 学校教育の推進

将来の変化を予測することが難しい
時代において、様々な困難を乗り越え
ながら「持続可能な社会の創り手」の一
員として成長できるよう、確かな学力
とともに生きる力を育む学校づくり
に努めます。

教育機関の連携については、これま
での保育所、小学校、中学校の合同運
動会の実践等を礎に、より一層相互の
連携と協調を深め、系統的な教育の充
実を目指します。

同時に、泊村との教育連携について
も、両村の教育関係者がこれまでの効
果を分析し、今後の課題を確認しなが
ら子どもたちの多様な個性を最大限に
活かす「協働的な学び」の充実に努めま
す。

また、今後の持続可能な学校のあり
方については、教育行政及び学校管理
職で視察や研修を重ね、教育効果、指
導体制、教職員への負担、施設の改修等、

多角的な視点で検討を重ねた結果、既
存の校舎やその設備を有効活用し、9
年間を見据えた学校運営や教育方針を
統合する小中一貫校(小中併置校)への
移行が現段階では有効かつ合理的であ
るとの分析を行いました。

令和8年度においては、その分析を
基軸に児童生徒、教職員、保護者の受
け止め、意見等を集約し、学校運営協
議会等の関係機関、団体とも協議を重
ねながら、丁寧、かつ慎重にその実現
に向けた調整を行います。

教育活動の充実や安定的な指導体制
の構築のため、引き続き、学校教育の
課題等を包括して対応する専門的な教
育職員を採用し、教育が抱える今日的
課題への対策を図ります。

▼会計年度任用職員(専門的教育職員)
報酬 283万7千円

特別な支援を必要とする子どもたち
へは、教育上、より合理的な支援や指
導等が受けられるよう、学校、教育行政、
福祉行政、特別支援関係機関・団体、
専門家等の連携を一層密にした支援体
制の充実を図ります。

また、子どもたちがお互いストレス
を抱えることなく学習や教育活動に専
念できる環境づくりに配慮し、保護者
の悩みにも寄り添いながら、子どもた
ちのより良い未来を見据えた支援に努
めます。

防災教育については、子どもたち自身はもとより、周りの人たちの命を守るための知識を身につけ、適切な対応と迅速な行動がとれるよう従来の避難訓練等の充実に努めます。

近年、頻繁に出没する熊の安全対策についても、学校の危機管理マニュアルを確認するとともに、村及び関係機関・団体との連携を徹底し、子どもたちの安全確保を図ります。

いじめ防止と不登校の対応については、いつでも、だれもが当事者になりうるという意識を強く持ち続け、子どもたちが明るく元気に学校生活を送れるよう関係機関と情報を共有し、連携を図りながら未然防止や早期発見、早期解消に努めます。

特に、当事者すべての心理的側面にも配慮し、いつでも必要な時にスクールカウンセラー等の専門家の相談、支援を受けられる体制の充実に努めます。

▼スクールカウンセラー派遣事業費

16万4千円

外国語教育については、グローバル化に対応した人材の育成等を図るため、児童生徒の外国語の発音力やコミュニケーション能力、国際理解の向上を目的に、外国語指導助手(ALT)の派遣事業を継続します。

▼外国語指導業務委託料

623万1千円

教職員の資質と能力の向上については、校内研修の充実、村教育関係機関・団体への支援、後志教育研修センターの研修講座への積極的な参加、後志教育局指導主事等の指導訪問、そして、泊村との教育連携においても教職員同士の学び合いの場として、その充実に努めます。

学校における働き方改革については、その必要性や趣旨が保護者や地域の方々に浸透し、理解と協力を得られるよう努めるとともに、教職員各自が勤務状況を客観的に捉え、効率的な授業を展開し精神的に安定を保てる職場づくりを図ります。

また、働き方改革と相まって、中学校部活動の地域展開については、安易にその活動全てを学校から切り離すのではなく、ひとつの領域に負担が掛かることのないよう、教育行政、学校、教職員、地域指導者の役割を分担し、組織的にその教育効果と子どもたちの健全育成を図ります。

▼教職員研修委託料

20万円

▼小中連携・一貫教育連絡協議会補助金

15万円

▼学校経営研究会補助金

15万円

▼後志教育研修センター負担金

42万円

▼部活動指導員報酬

230万円

学校給食については、令和7年度から泊村に事業委託しておりますが、これまで同様に安全・安心な給食を提供

できるよう情報の共有を徹底するとともに、学校と泊村栄養教諭の協議のもと適切な食育を継続します。

▼泊村学校給食共同調理所運営費負担金

1353万1千円

▼学校給食費負担金

231万1千円

児童生徒の健康の保持増進については、学校保健安全法に基づいた内科検診をはじめ各種予防事業を実施します。特に、中学校において養護教諭が未配置となりますが、教職員による安全対策の徹底を図るとともに、小学校の養護教諭、医療機関、消防と連携を図りながら適正な保健管理に努めます。

また、教職員の健康管理についても、健康診査の受診の徹底を図り疾病の早期発見、健康の保持増進に努めます。

▼児童生徒健康診査事業費

11万円

▼教職員健康診査事業費

56万1千円

教育費の助成については、令和6年度の岩宇地域公共交通事業の移行に伴う通学費の全額負担をはじめ、その他の各種経費の助成についても引き続き実施し、保護者負担の軽減による子育て支援を図ります。

また、インターネット学習の支援助成については、これまで中学生の進学に伴う学習支援とその公平性を目的に、助成対象を必要最小限のインターネット学習サービスに限定していましたが、令和8年度からは既存サービスの利用料金を助成対象額とし、類似するイン

ターネット学習サービスについても助成の対象とします。

▼岩宇地域公共交通活性化協議会負担金

168万円

▼体育文化行事出場補助金

138万円

▼修学旅行費補助金

36万円

▼宿泊研修費補助金

4万5千円

▼各種検定料補助金

25万8千円

▼教育援助資金

24万円

▼高校生通学費等助成金

240万円

▼奨学金給付金

288万円

▼インターネット学習等支援助成金

11万7千円

地域に開かれ信頼される学校づくりの推進については、学校の教育目標等が地域と共有され、地域全体で子どもの成長を支えることを理念とするコミュニティ・スクールの充実に努めます。

教育環境の整備については、社会全体でデジタル化が進む中、ICTは学校教育を支える基盤的なツールであることを認識し、引き続き、その活用を図り、主体的で協働的な学びの充実に努めます。

教育DXについては、新しい時代に必要となる資質・能力に結び付く領域として、引き続き、子どもたちの知的好奇心の向上につながる学習機会の充実に努めます。

また、教育関係施設の整備については、「神恵内村教育施設個別施設計画」を基に、適切な維持管理に努め、安全・

安心な教育環境づくりを図ります。

▼学校校務用PC端末機器整備費 1770万円

▼教育DX事業費 418万円

▼小中学校施設等修繕費 302万2千円

▼小学校屋根等防水工事費(設計費含む) 4323万円

3. 社会教育の推進

村民誰もが生涯にわたり、身体的、精神的、社会的に良好な状態で、いつでも自主的に学び、豊かな人間性を育むとともに自己実現がかなえられるよう、それぞれのニーズに応じた学習機会の提供に努めます。

また、社会教育の学びにおいても、学校教育同様他者と学び合い、認め合いながら相互理解を深め、持続可能な社会の実現を視野に入れた社会教育の推進を図ります。

さらに、生涯学習館の適切な管理運営に努めます。

▼社会教育関係団体補助金 19万円
▼生涯学習館管理費 92万円

文化芸術は、人が心豊かで潤いのある生活や自己実現に欠かせない領域であることから、村民の誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会として文化芸術鑑賞事業を実施します。

また、郷土資料館と日本郷土玩具館

については、適切な管理運営を図りながら学校教育と連携し、収蔵している文化財や歴史的資料等を活用した教育の推進に努めます。

▼文化芸術鑑賞事業 20万円

▼郷土資料館管理費 32万円

▼日本郷土玩具館管理費 63万円

長寿大学「トド松学級」については、現在、高齢者のみなさんが同じ世代で仲間意識を深めながら交流し、生き生きと学習活動を行っています。今後健康で豊かな生活を送り、それぞれの幸福感につながる活動の充実にも努めます。

体育・スポーツの振興については、スポーツは健康増進や体力の向上だけでなく、活力ある社会の形成や心身の健康促進に必要不可欠であることから、誰もが気軽に運動しながらコミュニケーションが広がる事業の充実に努めます。

また、各種社会体育団体やスポーツ少年団活動の支援を図るとともに、スポーツ関連施設の適切な管理を行い、スポーツ活動の普及と推進に努めます。

▼社会体育団体活動補助金 14万円
▼スポーツ少年団補助金 60万円
▼村民運動会補助金 50万円
▼スポーツ振興事業費補助金 240万円

▼総合グラウンド整備委託料 190万円

図書センターについては、利用者のニーズに応えるため計画的な図書の購入や蔵書の整理による読書環境の整備を図ります。

▼図書購入費 10万円

以上、令和8年度の教育行政の基本的な執行方針について申し上げますが、教育委員会としましては、学校・家庭・地域・行政との連携を一層深め、子どもたちの健康と学びをしっかりと守るとともに、村民全員が共に支え合い持続可能な社会の創り手として活躍できるよう、教育の充実・発展に全力で取り組んでまいりますので、村理事者・村議会議員並びに村民皆様のご理解とご協力を心からお願ひ申し上げます。

村内情報をメールでお届け

防災行政情報メール配信サービス

村では平成26年12月から、メールで様々な情報を配信しています。登録は無料です。メール配信サービスの登録手順は次のとおりですが、ご自身で登録できない場合や不明な点がございましたら役場総務課までお問合せください。

1 下記のURLを携帯電話やパソコンに入力してください。

<https://krs.bz/kamoenergy/m?f=3>
カメラ機能付き携帯電話で右のQRコードを読み込むことで登録フォームに接続することができます。



2 登録フォームにメールアドレスを記入してください。

入力後、**確認**を押してください。確認後、**登録**を押してください。

登録完了後、完了メールが届きます。

議会だより

第1回 村議会定例会

第1回村議会定例会が3月10～12日の3日間開催され、専決処分承認を求めることについて(令和7年度神恵内村一般会計補正予算 第5号)等16件の議案を可決しました。

〈議案第1号〉

▼専決処分の承認を求めることについて(令和7年度神恵内村一般会計補正予算 第5号)

…… 承認

専決処分の内容は令和7年度神恵内村一般会計補正予算(第5号)で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ360万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億5330万円としました。

補正の内容は、歳入において衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査委託金で280万円、財政調整基金繰入金で80万円の追加をしました。歳出においては、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査の事務従事者手当他で173万6千円、投・開票管理者報酬他で66万2千円の追加が主なものです。

〈議案第2号〉

▼令和7年度神恵内村一般会計補正予算(第6号)

…… 原案可決

歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億2340万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億2990万円としました。

補正の内容は、歳入において財政調整基金繰入金で9750万8千円、歯科診療所管理収入の診療収入で1100万円の減額、社会保障・税番号システム整備費補助金で170万6千円の追加が主なものです。歳出においては、企業立地助成金で3000万円、歯科診療所費の診療業務委託料で1100万円の減額、身体障害者福祉施設費で461万6千円の追加が主なものです。

〈議案第3号〉

▼令和8年度神恵内村一般会計予算

…… 原案可決

〈議案第4号〉

▼令和8年度神恵内村国民健康保険特別会計予算

…… 原案可決

〈議案第5号〉

▼令和8年度神恵内村後期高齢者医療特別会計予算

…… 原案可決

〈議案第6号〉

▼令和8年度神恵内村介護保険特別会計予算

…… 原案可決

〈議案第7号〉

▼令和8年度神恵内村簡易水道事業会計予算

…… 原案可決

議案第3号から第7号までの令和8年度各会計予算については、村政執行方針をご覧ください。

〈議案第8号〉

▼神恵内村企業版ふるさと納税基金条例の一部を改正する条例の制定について

…… 原案可決

地域再生法の一部改正に伴い、地域再生計画の名称変更については、変更の都度条例改正を必要としない条例の改正を行いました。

〈議案第9号〉

▼神恵内村子育て世帯移住定住生活応援給付金支給条例の制定について

…… 原案可決

日本一子育てしやすい村づくりを目指し、子育て世帯の支援拡充の給付制度を創設し、移住・定住を促進するため、新たに条例を制定しました。

〈議案第10号〉

▼神恵内村合併処理浄化槽整備事業補助金条例の一部を改正する条例の制定について

…… 原案可決

近年の物価高騰により、浄化槽設置工事が値上がりしていることから、補助限度額を引き上げる条例を改正しました。

〈議案第11号〉

▼神恵内村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

…… 原案可決

児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業に係る設備及び運営に関する基準を定めるため、新たに条例を制定しました。

〈議案第12号〉

▼神恵内村過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

…… 原案可決

現計画が令和7年度末で計画期間が終了することから、令和8年度から12年度までの5年間を期間とする新たな計画を策定しました。

〈議案第13号〉

▼神恵内村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

…… 原案可決

管理職員に対し選挙事務に限り時間外手当を支給するため、条例を改正しました。

〔議案第14号〕

▼副村長の選任について

…… 同意

本年3月27日の任期満了に伴う副村長の選任について、青塚芳朝氏を再任することに同意しました。

〔議案第15号〕

▼教育委員会委員の任命について

…… 同意

本年3月31日の任期満了に伴う教育委員会委員の選任について、三浦喜美代氏を再任することに同意しました。

〔議案第16号〕

▼固定資産評価審査委員会委員の選任について

…… 同意

本年4月26日の任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員の選任について、阿部正行氏を再任することに同意しました。

一般質問

救急車の配備について

質問 松本 遊 議員



消防職員の皆さんは、住民の生命・財産を守るため、防火活動や火災時の消火活動、救急患者に対する病院前救護、さらには安全業務の管理や予防活動など、幅広い業務に従事されております。加えて、近年の救急需要の増加に対応するため、日頃から訓練を重ね、設備や装備を整え、火災や災害発生時には地域の特性を生かしながら、迅速な救助活動を行うなど、地域防災の中核的な役割を担っております。

そのような中で、私は以前から「なぜ本村には救急車が配備されていないのか」という疑問を抱いておりました。現場に駆け付けた時にはすでに患者が重体となっており、医療機関へ搬送しても手遅れとなるケースがあるとも伺っております。

人生100年時代を迎え、人口減少が

進んでいるとはいえ、救急要請の件数は必ずしも減っていないのではないかと考え、本村の過去10年間の救急要請件数を調べました。

平成28年度の平均人口は929人でしたが、令和6年度は739人となり、この10年間で190人減少しております。しかしながら、救急要請件数は平成28年度が40件であったのに対し、令和4年度は41件、令和5年度は42件となっており、年ごとの増減はあるものの、この10年間の平均は36件となっております。ちなみに今年度は2月末現在で33件の救急要請があったと聞いております。

次に、北海道において救急車が未配備の自治体と、最寄りの救急車までの距離の状況につきまして、救急車が未配備の自治体は全道で10町村あり、その中でも救急車の到着までに最も時間を要するのが神恵内村となっております。

総務省消防庁が公表した2024年度のデータによりますと、「119番通報を受けてから救急車が現場に到着するまでの時間」は全国平均で9・8分とされています。

人命を守るためには、少しでも早い救急車の到着が必要であり、地域間の格差を解消する観点からも、本村において救急車の導入を検討・推進すべきと考えますが、村長の見解をお伺いいたします。

答弁 村長 高橋 昌幸



現在、神恵内村において救急事案が発生した際には、岩内寿都地方消防組合において共同で行っており、岩内本署から救急車が出動する体制となっております。議員ご指摘のように到着までに一定の時間を要することから、人命を守る上で大変重要な課題であると認識しております。迅速な救急対応のためには当村の消防支署に救急車を配置することが理想ですが、24時間365日の救急運用体制を構築するためには、交代要員を含め、現在の消防支署職員6人から少なくとも更に6人を増員する必要があります。最低12人以上の支署体制が必要となります。

例として音威子府村で12名、島牧村で15名の署員態勢で運用していると伺っております。

また、人員増は地方交付税の基準財政需要額に算定され、国から一定の財政措置があるとはいえ、全額が賄われるわけではなく、村として大きな財政負担が生じます。現在の村の財政状況や今後の人口推移を見据えますと、単独での体制整備は非常に難しいと言わざるを得ないのが実情でございます。

そのため、村といたしましては、救急車が到着するまで、救急支援車の先行出勤による応急体制や、重症事案におけるドクターヘリとの連携等、限られた人的資源の中であつても、できるだけの手段を講じられるよう、関係機関との連携を密にしてお対応してまいります。

そのような中、先月2月24日から、小樽市に共同で設置しました後志共同消防指令センターの運用が始まり、消防指令業務が広域化されました。これにより、夜間においても、当村支署から救急支援車が迅速に出動できるようになったことなど、救急業務において改善できた部分もございます。引き続き、救急・救命体制の維持改善に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

再質問 松本 遊 議員

限られた人員、財源の中でご尽力頂いている事感謝申し上げます。

これまで、救急車の配備については、配備したくても配備できなかった様々な理由があること、特に財源の問題が大きな要因であることは理解しました。しかしながら、財源を確保することができれば、救急車の配備も可能になるのではないかと考えております。

現在、消防費の中で救急業務費として、令和7年度は、約1400万円、令和8年度で約2000万円を計上しております。仮に本村に救急車を配備することができれば、この救急業務費の削減につながるのではないのでしょうか。また、本村

に救急車を配備した場合、近隣の泊村の住民も利用することが可能となることから、泊村と連携し広域的な視点で費用負担について協議することで、財源確保の一つの方法になる可能性もあると考えます。

さらに、令和8年度からは小学校の給食費として、月額5200円が国の支援により措置される予定であり、現在村が負担している給食費の一部については、今後、財源の活用方法を検討する余地も生まれるものと考えます。

加えて、令和9年度の改選期からは、議員定数を1名削減することが決まっております。

私自身、立候補した当初から、議員定数の削減を訴えてまいりましたが、その理由は単に議員数を減らすことが目的ではありません。削減によって生まれる財源をどのように活用するのかを考え、「住民自治の強化につながる施策の財源を確保する」という観点から提案してきました。もし、その削減分の財源が救急車配備のために充てられるのであれば、定数削減の効果として大きな意味を持つものと考えております。もちろん、それだけで十分な財源が、確保できるとは限りません。限られた予算や資源を、緊急性や重要性の高い分野へ重点的に配分し、場合によっては不採算事業の見直しを行うことも必要になるかもしれません。しかし、そのような見直しを行うことで、財源を確保することは可能ではないでしょうか。

私は、救急車配備は住民の生命を守るための極めて重要性の高い施策である

認識しております。財源を確保してでも実現すべき課題であると考えますが、改めて村長の見解をお伺いいたします。

再答弁 村長 高橋 昌幸

神恵内村の村民皆様方が安心感を持って生活をして頂くために、そのような環境を作るといことは私に課せられた大きな任務でございます。そういう点から言いますと救急体制の充実には避けては通れない問題で有ると認識しております。もう一つ私に課せられた任務は神恵内村の財政に関する問題で、将来に渡って持続的に発展させる必要があります。特に財政が脆弱な神恵内村にとっては、これを両立させることは難しい問題であります。私が執行方針で申しあげましたジェレミー・ベンサムが唱えた「最大多数の最大幸福」を実現すると言ふことは、決してこの2点が矛盾することではないと思っておりますので、そのためにあらゆる努力をすること、今後も続けてまいります。

特にこの救急体制については、先程申し上げましたように岩内寿都消防組合において広域連携を進めているところであり、発足当時から比較しまして救急車の整備の面や、消防職員の訓練によって救急体制は非常に高まっていると思っております。これからは消防体制に対して物的にも人的にも、努力を続けていくことで体制の整備を図ることが出来ると思っております。最小の経費で最大の効果を上げると言うことが、私たちに課せられた大きな使命のひとつでもありますから、今

後もその方向性を模索しながら、将来に渡って神恵内村が健全財政運営を続けることが出来るように、不断の努力を続けます。総合的に判断してひとつひとつ出来ることから優先度を勘案しながらこれからも村民の皆様の幸福を高めるために全力を尽くして参りたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

松本 遊 議員

限りなく出来る範囲でご尽力頂けるとい事でしたので、引き続きご尽力の方をお願いします。

私は、診療所や歯科診療所が必要であるのと同様に、救急車の配備も必要であると考えております。

岩内本部から神恵内村役場までの距離は24・5kmであり、赤石・珊内・川白地区への救急車の到着時間は、さらに遅くなるのが想定されます。

救急車を配備することにより、早期の病院到着が可能となり、より迅速に人命を守ることに繋がります。また、何よりも、村民の皆さんが安心して生活することが出来る環境づくりに繋がると考えております。さらに、消防職員が増えることで、早期に現場へ出勤し、観察や応急処置を行うことも可能となります。加えて、職員の増加は人口増加につながるという側面もあります。

令和8年度の村政執行方針の中で、災害から住民の生命と財産を守る防災対策、安心して子育てが出来る村づくりを目指した子育て支援政策、高齢者が安心して

暮らす事が出来る福祉・医療・保健サービスが充実した村づくりが掲げられています。救急車の配備はこれら施策と大きく関わる重要な取組であると私は考えております。そして神恵内村に住んでいても都市部で暮らす人々と同様に安心して暮らせるまちづくりが必要です。

財源という大きな問題があることは、重々承知しておりますが、改めて救急車配備の重要性・必要性に対してご検討して頂くようお願いして、私からの村長への質問を終わります。

教育執行方針について

質問 松本 遊 議員

令和8年第1回定例会において、教育執行方針が示されました。

その中の学校教育の推進において、今後の持続可能な学校の在り方について、「既存の校舎やその設備を有効活用し、9年間を見据えた学校運営や教育方針を統合する小中一貫校への移行が、現段階では有効かつ合理的である」と示されております。

私は、令和6年6月に開催された第二回定例会において、小中一貫教育の必要性について質問し、早期に義務教育学校への移行を検討すべきではないかと提言いたしました。

それ以降、現在に至るまで、PTAにおいては義務教育学校を議題とした講演会を2回開催し、また学校運営協議会に

おいても小中一貫校の状況について説明を受け、それぞれのメリットやデメリットについて意見を聞いてまいりました。

私自身、9年間を見据えた小中一貫教育は必要であると考えております。また、現在の学校体制や児童・生徒数を踏まえ、できるだけ早期に移行を進めていくことが望ましいのではないかと考えております。

そこで、教育長に2点質問いたします。一つ目は、令和8年度においては、意見を集約し、協議を重ねながら調整していくと述べられておりますが、教育委員会として小中一貫校、あるいは義務教育学校への移行について、いつ頃の実現を目標として検討しているのか、現時点での考えを伺います。

二つ目は、既存の校舎や設備を有効活用するとされておりますが、現在の検討段階においては、小学校と中学校それぞれの校舎を活用する形を想定しているのか。あるいは、どちらか一方の校舎へ集約する形を想定しているのか現時点の検討や方向性について伺います。

答弁 教育長 玉川 量規



以前、松本議員から義務教育学校への転換についてのご質問をお受けしております。

その後の検討経過、そして、今後の見通しについて、併せてお答えいたします。

検討当初は、当村の持続可能な学校のモデルとして義務教育学校に焦点を絞り、教育委員会事務局、及び学校管理職の内、部で視察研修等を行いながら検討をはじめたところです。

まず、義務教育学校の建物として、基本的に校舎一体型で整備されているケースが多く見受けられます。

制度的に校舎併設型での運営も可能ですが、子どもの安全、安心を見守る管理体制や、子どもはもとより教育関係者が一体感を持って教育活動に専念し、その効果を上げる体制として、一体型が適しているとのことでした。

また、文部科学省では、様々な教育効果を高める環境として、学校は一定以上の規模を確保することが望ましく、その標準は、小・中学校ともに12学級以上18学級以下と示しております。そうした背景もあり、義務教育学校を新設する自治

体では、数校ある学校の再編のタイミングも考慮しているところもあります。仮に本村においても義務教育学校を新設するとすれば、校舎一体型が望ましい反面、行財政的にはハードルが高く、大変難しい状況と言えます。

続いて、教育課程についてです。教育課程とは、それぞれの学校教育目標を達成するため、国が定める学習指導要領に基づき、各学校が子どもの発達段階や地域の実情を考慮して編成する教育内容や授業時数の計画です。

義務教育学校に転換する場合、すでに編成されている小学校、中学校の教育課程を根本的に見直す必要があり、そのほとんどがゼロベースから再構築しなければならぬ状況が想定されます。

義務教育学校は、特に施設、教育課程、学校行事、校歌、それらを全て整えてからスタートラインにつき事になりますので、教育行政、学校現場ともに相当の労力と時間を要し、大きな負担を掛けることとなります。そうした側面からも、ハードルが高いことがうかがえます。

こうした検討を重ねる中、義務教育学校以外でも、課題解決につながる方法はないか視点を変えて検討に加えたのが小中学校の併置校です。端的に言えば、小中学校、中学校の組織をそのまま一つの学校に取め、学校を運営するシステムで、教育課程においてもその再編を特に強いられるものではありません。教育行政報告でも少しお話ししましたが、以前の珊内、川白の小中学校をイメージしていただけではないと思います。

また、教職員の配置についても、少人

数の学校に配慮した基準が設けられており、小規模校にあつては義務教育学校の配置基準より柔軟性があることも分かりました。そうした特性もあつて、視察した小樽市立忍路小中学校では1年の準備期間で移行することができています。

こうしたことから、当村においても、まず、小中学校併置校に転換したうえで、より地域の特性を活かした特色ある教育を進めたい、または、そうした必要性があるとの状況になれば、継続して義務教育学校へのステップアップも検討しているものと考えております。

具体的なタイムスケジュールの考え方についての話をさせていただきます。そのポイントは、やはり児童生徒数の推移による教職員の配置状況と考えます。今の推移では、小学校においても令和12年度に教頭が担任を兼務し、また、事務職員も未配置となります。翌年13年度には養護教諭も未配置となります。これらの課題を解決するには、4年以内での転換が必須になります。

小樽市立忍路小中学校が1年で転換できていますので、丁寧で慎重に、かつ調整を早め4年を掛けず、できるだけ早く移行したく考えているところであり、引き続き、施設の活用についてお答えします。

小中一貫教育を進めるうえで大変重要なポイントは、職員室を一つにすることです。義務教育学校にせよ、小中学校併置校にせよ、教職員同士のお互いの理解と連携、そして協力、実践が最も大切です。ここだけは、常に最重要課題として認識する必要があります。

来年度においては、その重要性を鑑み、小学校と中学校の連携を一層重視した教育の推進に取り組む予定であります。そして、施設活用の視点では、職員室はどちらかに統合し、教科、教育活動をそれぞれの施設を柔軟かつ有効に活用できればと考えております。

以上、これまでの経過と小中一貫教育における教育委員会として考え方を申し上げ答弁とさせていただきます。

再質問 松本 遊 議員

一つ目の答弁で4年以内ということでしたが、出来れば早期に移行を進めて行くべきかと思っております。

小中一貫校への移行は、今後の学校教育の在り方を大きく左右する重要な課題であると考えております。

そのため、地域や保護者への丁寧な説明とともに、教育委員会としての考え方や見通しについても、できるだけ早い段階で示していただきたいと考えております。

しかしながら、児童・生徒数の推移や学校施設の状況を踏まえ、検討のみが長期間続くことは、学校運営においても望ましい状況ではないと考えています。ただ、中学校は生徒数も教員数も減ってきていることから、今早期に言うことでしたので、出来るだけ迅速に進めるようお願いいたします。1点目の質問はここで終わります。

次に2つ目の答弁ですが、様々な可能性を検討しているということですが、小中一貫校の形態には、一体型、隣接型、

分離型などがあると認識しておりますが、既存の校舎を活用する場合、現在の学校施設の老朽化についても考慮する必要があります。あるのではないかと考えます。

神恵内小学校の校舎は、1973年に赤石小学校と統合した際に建設されたものであり、建設からすでに50年以上が経過しております。また、中学校の校舎についても、間もなく建設から50年を迎えようとしております。

実際に今年度においても、小学校屋根等防水工事費として約4300万円が計上されているほか、中学校体育館の外壁についても損傷が進んでいる状況にあります。

一方で、今年度、1972年に開村した青少年旅行村の段階的なりニューアルにも着手するとされております。

こうした状況を踏まえ、今後、小中一貫校を進めていくにあたり、既存施設の活用だけでなく、新たな校舎の整備についても検討する必要があるのではないかと考えます。そこで伺いたいいたします。

学校施設は、児童生徒が日常的に学ぶ教育環境であり、神恵内の将来を担う人材を育てる重要な基盤でもあります。小中一貫校の整備を進めるにあたり、将来的な新校舎の整備についても検討すべきと考えますが、教育長の見解をお伺いたします。

再答弁 教育長 玉川 量規

小・中学校の施設について、新しい施設を考えなければならぬというご意見と認識いたします。教育施設個別施設計画の中では、今ある施設を計画的に改修、補修を行い出来るだけ長く有効活用して、健全な行財政に資するという基本的な考え方があります。それにそつて小学校や中学校の耐震チェックも行われています。いずれにしましても、子供たちの安全・安心を確保することが大事だと思っておりますので、そうした部分を注視しながら施設の活用を行いたいと考えております。

来年度の予算で小学校の屋根と壁を改修しますが、そうしたことを重ねながら有効で安全な施設を維持することに注視して学校運営を図りたいと考えておりますのでご理解いただきたくよろしくお願い申し上げます。

松本 遊 議員

近年、補修や改修して有効活用をしていく点では、私も賛成しますが、建設から50年を超えており、学校の耐久年数は一般的に80年程度となつていますので、今後を見据え、どこかで考えなければならぬと私は思っています。

今年度の村政執行方針で日本一子育てしやすい村づくり元年を掲げております。その実現に向けて、教育環境の整備は欠かせない課題であり、地域とともに学校を支えていくことは、何よりも子どもたちの未来を守ることに繋がります。そして、その先に、次の世代へ夢と希望を



引き継ぐことができるのではないでしょう
 か。
 現在、校舎は50年を超える老朽化が進み、少人数の児童生徒の現状も踏まえ、隣接型の小中一貫校への早期移行、そして最終的には一体型の義務教育学校の整備を視野に入れた、持続可能で質の高い教育環境の構築が必要と考えております。
 子どもたちが安心して学び、地域が誇れる学校づくりに向け、今後、学校施設の方も早期に検討して頂くことを期待しまして、私の質問を終わります。

ルポ むらのできごと

旅立つ子どもたち

3月16日に中学校、19日に小学校で卒業式が行われ、23日には保育所で修了式が行われました。

中学校では7名、小学校では5名、保育所では2名の子どもたちが、笑顔で学校や保育所から旅立ちました。

子どもたちは、今まで育ててくれた皆さんに感謝を伝えると、涙ぐむ場面もありましたが、最後は在校生や先生たちに見送られて、笑顔で新たな一歩を踏み出しました。



【中学校卒業式】



【小学校卒業式】



【保育所修了式】

商品開発プロジェクト



2月26日、神恵内中学校で「総合的な学習の時間『商品開発プロジェクト』」が行われました。

2年生の5人が、沖揚げまつりでの販売を目標に、それぞれ神恵内村の特色を活かした食品での新商品を考え、発表し、7人の審査員と会場の参加者の投票によって三浦航大さんの『革命海焼き』を販売することに決定しました。

選ばれた三浦さんは「選ばれると思っていなくてびっくりした」と驚きながら喜びの表情を見せていました。

保育所ひなまつり会

3月3日、神恵内保育所で「ひなまつり会」が行われました。

子どもたちは、先生から出題されたひな人形についてのクイズに元気よく答え、正解すると大喜びで歓声をあげていました。その後、みんなで「うれしいひなまつり」を歌いました。最後にはみんなでゲームを行い、笑顔でひなまつりをお祝いしました。



カーボンニュートラルミーティング

2月28日、3月1日に漁村センターで、カーボンニュートラルミーティングが行われました。

駐車場では火おこし体験や、流木を使ったバームクーヘンづくりといった、ウインターキャンプ体験が行われ、1階ロビーでは脱炭素に関する展示などが設置されました。

1日には、絵本作家のあべ弘士さんとチェンバロ奏者の明楽みゆきさんをお招きして、チェンバロの演奏を聴きながらの絵本朗読や、あべ弘士さんによるライブペインティングが行われました。



【あべ弘士さんによる
ライブペインティング】



【チェンバロを演奏する
明楽みゆきさん】



【ウインターキャンプの様子】

はなすずめ音楽コンサート

3月16日に漁村センターで、東京藝術大学の学生3人(ソプラノ:平康花乃子さん、ヴァイオリン:和田涼音さん、ピアノ:上保芽生さん)による「はなすずめ音楽コンサート」が行われました。

コンサートではドビュッシーの「月の光」やサラサーテの「ツイゴイネルワイゼン」、上保さんが編曲を行った「ディズニーメドレー」などが演奏され、途中、平康さんの合図で観客が手拍子や足踏みなどのボディーパーカッションで音を奏でる一幕も見られました。

観客は笑顔で音楽会を楽しみ、3人の演奏に大きな拍手を送りました。



シルバーふれあい交流会開催

3月10日、漁村センターで神恵内村食生活改善協議会がシルバークラブ会員を招き、シルバーふれあい交流会が開催されました。

保健師から低栄養予防について学んだあと、食生活改善推進員が献立を考えて調理した、えびと豆腐のあんかけやブロッコリーが入った炊き込みご飯などで昼食を楽しみました。

昼食後は摂食・嚥下障害予防となる口腔体操などで交流しました。



愛好会長杯争奪ゲートボール大会開催



【優勝した松本チーム】

3月8日、総合体育館で第39回神恵内村ゲートボール愛好会長杯争奪ゲートボール大会が開催され、7チーム、36名が参加し、優勝を目指して熱戦が繰り広げられました。

上位の成績は下記のとおりです。

- 優勝 松本チーム
- 準優勝 川白チーム
- 第3位 タやけチーム
- 第4位 教育委員会チーム

古宇郡漁協神恵内地区女性部の活躍

3月5日・6日に東京都で開催された「第31回全国青年・女性漁業者交流大会」に古宇郡漁協神恵内地区女性部(村田由紀子部長)が北海道代表として出場しました。

今回、全6団体が参加する「流通・消費拡大部門」で日頃の活動成果の発表を行い、見事【水産庁長官賞】を受賞という素晴らしい快挙を成し遂げられました。

女性部の皆さんの日頃の活動に対するご尽力に心から敬意を表しますとともに、今後益々のご活躍を祈念いたします。



【村田由紀子 部長】

健闘をたたえて

3月21日、22日に東京都で開催されたTOKYO OPEN 2026 第78回東京卓球選手権大会(カデットの部)に神恵内中学校卓球部2年生の松本心優さんが出場しました。

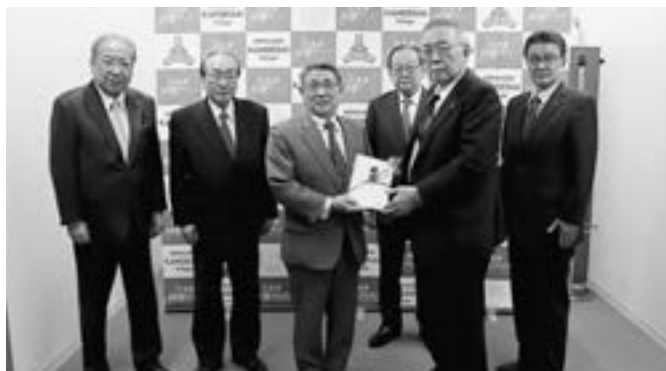
強豪を相手に持てる力を精一杯発揮し健闘した選手をたたえとともに、今回の経験を糧にさらに活躍されることを願っています。

寄附に感謝します

3月25日、岩内建設業協同組合から神恵内村の防災資機材整備費用として役立てていただきたいと1500万円の寄附をいただきました。

同日、そのことに感謝して、高橋村長から吉本正則代表理事に感謝状を贈呈しました。

今回いただいた寄附金はそれぞれ趣旨に則り活用させていただきます。岩内建設業協同組合の皆さまのご厚意に対し、厚くお礼申し上げます。



避難情報に関するガイドラインでは、5段階の警戒レベルで住民がとるべき行動が設定されています。対象の災害となる河川氾濫、大雨、土砂災害及び高潮に関する情報等は、これまで警戒レベルと住民がとるべき行動がわかりにくくなっていましたが、今回、5段階すべての警戒レベルに対応した情報を改めて設定し、とるべき行動の判断をより一層支援できる情報体系に改善します。

この新たな防災気象情報は、令和8年5月下旬から運用を開始する予定です。

気象庁ホームページの特設ページでは、新たな防災気象情報に関する様々な資料を掲載していますので、情報が発表された際にどのような行動をとるのか事前に確認をしておきましょう。

防災 かもえない

テーマ

「防災気象情報が
新しくなります！」

第162回

●総務課総務係

☎ ** 76-5011 (村内無料)

●札幌管区気象台天気相談所

☎ 011-676-5025

(自動音声案内)

【新たな防災気象情報の一覧表】

	河川氾濫 <small>1級河川などの大河川の氾濫</small>	大雨 <small>低地の浸水や大河川以外の氾濫</small>	土砂災害 <small>急傾斜地のかけ崩れや土石流</small>	高潮 <small>海水面の上昇や波の打上げによる浸水</small>	(警戒レベルごとの) 住民がとるべき行動
警戒レベル 5相当	レベル5 氾濫特別警報	レベル5 大雨特別警報	レベル5 土砂災害特別警報	レベル5 高潮特別警報	命の危険 直ちに安全確保!
〈警戒レベル4までに危険な場所から かならず避難!〉					
警戒レベル 4相当	レベル4 氾濫危険警報	レベル4 大雨危険警報	レベル4 土砂災害危険警報	レベル4 高潮危険警報	危険な場所から全員避難
警戒レベル 3相当	レベル3 氾濫警報	レベル3 大雨警報	レベル3 土砂災害警報	レベル3 高潮警報	避難に時間を要する人は早めに避難、避難の準備など
警戒レベル 2	レベル2 氾濫注意報	レベル2 大雨注意報	レベル2 土砂災害注意報	レベル2 高潮注意報	避難行動を確認(避難場所や避難ルート、避難のタイミングなど)
警戒レベル 1	早期注意情報				災害への心構えを高める



【新たな防災気象情報に関する特設ページ(気象庁HP)】

交通安全新聞

4月6日から15日水まで

春の全国交通安全運動

《運動の重点》

- 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

《旗の波》を実施します》

村では、春の全国交通安全運動にあわせて、土日を除く運動期間中に、街頭啓発運動「旗の波」を実施します。
多くの村民の皆さまのご参加をお待ちしています。

○実施予定日

4月6日、7日、8日、9日、10日、13日、14日、15日

○実施期間

午前8時～8時30分

○実施場所

神恵内市街地国道229号沿線

○集合場所

役場庁舎車庫棟前駐車場(旧庁舎跡)

※交通安全旗をお渡しします。

運転免許更新時講習日程表(4月・5月)

月	日	曜日	会場	一講 般習	優 良 習	違反・ 初回講習
4	9	木	岩内地方文化センター	13:00 ～14:00	14:30 ～15:00	/
	17	金	共和町生涯学習センター	12:00 ～13:00	13:30 ～14:00	
5	14	木	岩内地方文化センター	13:00 ～14:00	14:30 ～15:00	15:30 ～17:30
	21	木	泊村公民館	/	13:30 ～14:00	/

※注意 免許有効期限内に講習を受講しなければ免許が失効します。
泊村公民館での「違反初回合同講習」は廃止されました。
【問合せ】岩内地方交通安全協会連合会(岩内警察署内) ☎62-0110



連載 230

ようてい法律事務所

渡邊弁護士法律豆知識

テーマ

「自転車に『青切符』制度導入へ」

毎日の通勤・通学や買い物、趣味に自転車を使っている方は多いと思います。気軽に乗れる自転車ですが、今年4月から大きなルール変更が始まります。

2026年4月1日、改正道路交通法が施行され、自転車の交通違反に「交通反則通告制度」、いわゆる「青切符」が導入されます。これまで自転車の軽微な違反は注意・指導にとどまることが多かったのですが、今後は16歳以上の方が違反した場合、反則金の納付を求められることとなります。

反則金の例を挙げると、スマートフォンを手に持って運転する「ながら運転」は1万2000円、信号無視や右側通行(逆走)・歩道の違法走行は6000円などとなっています。イヤホンを装着して周囲の音が聞こえないような場合も反則金の対象となる可能性があります。

手続きとしては、警察官から「交通反則告知書(青切符)」と「納付書」が手渡され、原則7日以内に銀行や郵便局で反則金を納付します。反則金を支払うことで刑事手続きには進まず、前科もつきません。

ただし、悪質・危険な違反や酒酔い運転などは「青切符」では済まず、従来どおり「赤切符」による刑事手続きの対象となり、前科となる可能性がある点には注意が必要です。

また、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反行為(危険行為)を繰り返す自転車運転者に対しては、「自転車運転者講習」の受講が義務付けられ、これを無視した場合は罰金が科される可能性があります。

「自転車だから大丈夫」「高校生だから大丈夫」という認識は、もはや通用しません。制度の導入を機に、ご自身のふだんの走り方を今一度振り返り、ご家庭でも、ぜひこのルール変更を共有していただければと思います。

弁護士 渡邊 恵介
ようてい法律事務所
☎ 0136-21-6228



お知らせ
奨学金返還補助制度

次の要件すべてに該当する方は、奨学金返還額の2分の1以内で、年最大24万円の補助を受けられます。(所得制限あり)

○補助制度を受けられる方

- ・大学、大学院、高校などに進学し、在学中に奨学金の貸与を受けた方
- ・本村に住所を有している方
- ・すでに奨学金を返還している方、または開始しようとする方
- ・奨学金の返還に滞納がない方
- ・村税等の滞納がない方
- ・同種の補助金等の交付を受けていない方

○申請必要書類

- ・奨学金等の貸与を証するものの写し
- ・奨学金等の返済に滞納がないことを証するものの写し
- ・奨学金等の1年間の返還金相当額が分かる書類
- ・住民票の写し
- ・源泉徴収票
- ・卒業証書等の卒業の事実を証明できるもの

【問合せ】

企画振興課企画振興係

お知らせ
人間ドックのお知らせ

村では毎年人間ドック事業を実施しています。検査料金は無料ですので、多くの皆さまの受診をお待ちしています。内容は次のとおりです。

▼受診期間

令和8年4月～令和9年3月まで

▼対象者

- ① 40～74歳で国民健康保険に加入されている方
- ② 75歳以上の村民の方
- ③ 40歳以上の被保護世帯の方

▼医療機関

神恵内診療所または俱知安厚生病院

▼検査料金

無料(追加検診も無料です)

▼検査内容

問診、身体測定、血液・尿検査、心電図、血圧測定、眼底検査、胸部レントゲン検査、腹部超音波検査、前立腺がん検診、大腸検診、胃バリウム検査(または胃カメラ)、骨粗しょう症検診、子宮がん・乳がん検診など(追加検診を含む)

■申し込み

4月10日(金)までに住民課保健師へ

※その後も随時受け付けます。

【問合せ】

住民課保健師



お知らせ
漁港利用に関する手続き

令和8年度の漁港利用に関する手続き等のご案内については、4月上旬を目途に関係する皆さま方にお届けできるよう準備しているところですが、漁港利用料の納付は北海道漁港管理条例により前納が基本となっております。

そのため、4月から漁港を利用する漁船の漁港利用料については、4月中に納入していただくこととなりますので、ご留意願います。

また、用地の使用等についても別に使用料がかかりますので、使用する場合は、事前にお問い合わせください。押印については不要となります。

【問合せ】

産業建設課水産農林係

お知らせ
土地・家屋価格等縦覧台帳簿の縦覧

令和8年1月1日現在の土地及び家屋の価格等について、次のとおり縦覧できます。

▼期間 4月1日(水)～6月1日(月)

▼場所 財政課窓口

※印鑑を持参してください。また、代理の方は委任状が必要です。

【問合せ】

財政課税務係

お知らせ
**岩内地方衛生組合
一般職兼技能職員募集**

岩内地方衛生組合

◆一般職兼技能職(社会人枠)職員募集

▼受験資格

昭和62年4月2日から平成13年4月1日に生まれた方で、高校卒業以上の方

採用後、岩宇4カ町村内に居住できる方

▼選考方法

作文、適性試験、書類選考および面接

▼採用予定人数

令和8年度中途採用 1名

▼募集期間

4月1日(水)から5月1日(金)
(郵送は5月1日(金)必着)

▼提出書類

・履歴書

※衛生組合HPよりダウンロード
・卒業(見込)証明書、成績証明書

【問合せ・申込み】

岩内地方衛生組合 総務課

岩内郡岩内町字敷島内715番地4

☎62・2736

お知らせ
自衛官の募集について

◆ **一般曹候補生(第1回)**

▼ **受験資格**

採用予定月の1日現在18歳以上33歳未満の方

▼ **受付期間**

3月1日(日)～5月7日(木)

▼ **試験日**

5月16日(土)～24日(日)

※いずれか1日を指定されます。

【**問合せ**】

倶知安地域事務所

☎0136・23・3540

自衛官募集相談員

稲葉寛久 ☎76・5234

伊藤拓也

☎090・8903・8807

お知らせ
岩内地域人材開発センター
受講生募集のお知らせ

◆ **技能講習**

① **車両系建設機械(整地等)運転技能講習**

▼ **日程** 5月9日(土)～10日(日)

▼ **受講料** 14時間 48,000円

② **玉掛け技能講習**

▼ **日程** 5月11日(月)～13日(水)

▼ **受講料** 15時間 27,000円

19時間 32,000円

③ **小型移動式クレーン運転技能講習**

▼ **日程** 5月14日(木)～16日(土)

▼ **受講料** 16時間 49,000円
20時間 55,000円

④ **高所作業車運転技能講習**

▼ **日程** 5月17日(日)～18日(月)

▼ **受講料** 12時間 46,000円

14時間 48,000円

⑤ **フォークリフト運転技能講習**

▼ **日程** 5月19日(火)～22日(金)

▼ **受講料** 11時間 25,000円

31時間 56,000円

○ **パソコン活用科**

ワードやエクセル、パワーポイント等の基本操作を学び、関連する資格取得を目指す。また、ホームページに関する基礎知識を習得する。

▼ **訓練期間**

5月19日(火)～8月18日(火)

土、日、祝日、お盆は休み

▼ **受講料** 無料

※別途テキスト代、検定料がかかります。

▼ **対象者**

求職者及び離職者

▼ **締切**

4月16日(木)

【**問合せ**】

岩内地域人材開発センター

☎62・2183

特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額について

令和8年度の特別児童扶養手当及び特別障害者手当等の手当額が次のとおり変更されました。

区 分	令和8年度	令和7年度
特別児童扶養手当(1級)	58,450円	56,800円
” (2級)	38,930円	37,830円
特別障害者手当	30,450円	29,590円
障害児福祉手当	16,560円	16,100円
経過的福祉手当		

【**問合せ**】

- ◆後志総合振興局 ☎0136-23-1938
- ◆住民課住民係 ☎76-5011

令和8年度調理師試験の実施について

1. **試験日時**
8月25日(火)13時30分～16時
2. **試験地**
札幌市
3. **受験料**
6,900円に相当する額面の北海道収入証紙
4. **試験科目及び試験方法**
食文化概論、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論についての筆記試験
5. **受験資格**
病院等の施設や飲食店営業において令和8年5月15日までに2年以上調理の業務に従事した者。
6. **願書受付期間**
4月30日(木)～5月15日(金)
※詳細は下記のURLまたはQRを確認ください。
<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kth/kak/tkh/sikaku/chourishi-shiken-home.html>
7. **受験願書提出先・問い合わせ先**
北海道岩内保健所 企画総務課企画係
☎62-1537



村の教育関係支援制度について

教育委員会では子どもたちの健全育成を目的に、次のとおり助成制度を設けています。該当される方はお早めに申請手続きをお願いします。

①教育資金援助制度

内 容：高校・高専・その他教育機関入学時に3万円を支給します。

受給資格：高校・高専・その他教育機関に在学している生徒の保護者が村内に住所を有すること。

②高等学校生徒通学費等助成制度

内 容：高等学校生徒の通学費及び下宿に要する経費の一部を助成します。

・公共交通機関定期券購入費の3分の2以内の額

・下宿費月額額の3分の2以内(上限2万円)の額

受給資格：高等学校生徒の保護者が村内に住所を有すること。村税等の滞納がない方。

③奨学金給付制度

内 容：短大、高専(4～5年)、専門学校、大学及び大学院(修士課程・博士課程)の正規修学年限において、授業料に相当する月額負担額の2分の1以内(上限2万円)の額を補助します。

受給資格：保護者が村内に住所を有すること。村税等の滞納がない方。

④学校給食費補助制度(申請の必要はありません)

内 容：神恵内小・中学校に在籍する児童生徒の学校給食費を無償化します。

受給資格：神恵内小・中学校に児童生徒が在籍していること。

⑤各種検定料補助制度

内 容：漢字検定・英語検定・数学検定の検定料の3分の2を補助します。

受給資格：神恵内小・中学校及び高等学校に児童生徒が在籍し、保護者が村内に住所を有すること。

⑥インターネット学習等支援助成制度

内 容：スタディサプリ(ベーシックコース)・練成会オンライン・進研ゼミ等の通信学習の利用料を補助します。補助上限はスタディサプリ(ベーシックコース)の利用料の3分の2までとなります。

受給資格：神恵内中学校に生徒が在籍し、保護者が村内に住所を有すること。

※①～③の申請方法等

在学証明書、健康保険証など子どもを扶養していることがわかる書類の写しを持参のうえ、教育委員会へお申込みください。

【問合せ】教育委員会総務係(76-5020)

子育て支援センター

神恵内村地域子育て支援センター(保育所2階)では、本年度も次の事業を実施します。

1 子育て相談

①来所子育て相談 週5回(月～金)

②訪問子育て相談 週2回(水・金)

③電話子育て相談 週5回(月～金)

3 その他

*支援センターにある絵本の貸出

*保育所児の行事に参加(運動会等)

*「支援センターだより」の発行

2 親と子のふれあい広場

就学前児童とその親を対象に開設しています。

*ご利用を希望される方は、神恵内保育所までお問合せください。

【問合せ】神恵内保育所
☎76-5070





村の人事

〈令和8年4月1日付〉

※()は前職

【総務課】

■総務課長(再任用)

阿部 賢(住民課長)

■総務課長補佐兼情報係長

小田嶋剛史(総務課長補佐兼情報係長兼広報統計係長)

■広報統計係長兼総務係

吉岡 尚吾(広報統計係兼総務係)

【財政課】

■課長補佐兼財政係長兼地籍調査係長

阿久津由希子(企画振興課長補佐係兼企画振興係長兼
商工観光係長)

■管財係長兼財政係

小杉 愛(財政係兼管財係兼地籍調査係)

■税務係兼固定資産評価係

川崎みつぎ(総務課総務係兼広報統計係兼情報係)

【産業建設課】

■建設水道担当課長兼土木係長兼治山係長

野崎 欽弘(建設水道担当課長兼水道施設管理者)

■水道施設管理者兼水道係長

松館 暢俊(教育委員会次長)

【企画振興課】

■商工観光係長

白濱 慶丞(産業建設課土木係長兼水道係長兼治山係長)

■企画振興係長

梅田 晋伍(企画振興係兼商工観光係)

【住民課】

■住民課長

長浜 伸志(議会議務局長)

■福祉係長兼国民健康保険係長

大西 威(教育委員会総務係長兼学校教育係長兼
社会教育係長)

【出納課】

■係長

岡部 奉子

【教育委員会】

■主幹兼総務係長兼学校教育係長兼社会教育係長

奥川 賀久(住民課長補佐兼福祉係長兼国民健康保険係長)

■総務係兼学校教育係兼社会教育係

横山 佑(財政課税務係兼固定資産評価係兼地籍調査係)

【議会議務局】

■局長

村井 孝行(財政課長補佐兼財政係長兼管財係長兼
地籍調査係長)

【離任】お世話になりました。(3月31日付)

■企画振興課商工観光係

佐藤 広空(北海道より派遣)

教職員の異動

【転入】

■小学校

見上 穰(ゆたか)(教諭)
今 祐斗(教諭)

←岩内町立岩内東小学校
←黒松内町立黒松内小学校

■中学校

秋元 孝之(教諭)
田原 翼(つば)(教諭)
廣川 諄(しん)(教諭)

←真狩村立真狩中学校
←新規採用
←新規採用

【転出】

■小学校

林 利臣(教頭)
岩田千代香(教諭)

→留寿都村立留寿都中学校
→真狩村立真狩小学校

■中学校

本間 一徳(教頭)
山根はるみ(教諭)
檜垣 健(教諭)
林 一行(教諭)
佐々木まさみ(教諭)
渡邊さくら(養護教諭)
久保田 繁(事務職員)

→積丹町立美国中学校
→積丹町立美国中学校
→岩内町立岩内中央学園
→小樽市立潮見台中学校
→小樽市立菁園中学校
→喜茂別町立喜茂別小学校
→小樽市立稲穂小学校

【退職】

中元 麻理(教諭)

【新規採用】よろしくお祈いします。



■企画振興課
企画振興係兼商工観光係
幾島 宏哉



■産業建設課
水産農林係
米澤 偉智(いさと)



■産業建設課
土木係兼治山係兼水道係
柿村 祐希



■総務課
総務係兼広報統計係
細川 あいり

【着任】よろしくお祈いします。



■企画振興課
商工観光係
岡田 将太郎
(北海道より派遣)

人のうごき



	前月比/前年比	地区別の戸数/住民数
世帯数	4 3 8世帯 [+ 1] [- 6]	神恵内 3 2 5世帯 / 5 5 5人
人口	7 1 3人 [- 3] [- 2 5]	赤石 5 1世帯 / 7 2人
男	3 4 7人 [± 0] [- 1 2]	珊内 2 9世帯 / 3 9人
女	3 6 6人 [- 3] [- 1 3]	川白 3 3世帯 / 4 7人

【令和8年2月28日現在】



善意に感謝します

■ 一般寄附金 ■

- 岩内町 岩内建設協同組合
代表理事 吉本 正則 さんより
防災資機材整備費用として役立ててください
..... 1, 5 0 0万円
- 岩内町 株式会社 進栄
代表取締役 進藤 竹則 さんより
教育振興に役立ててください
村へ 1 0万円
- 氏名非公表
村へ 5万円

■ ふるさと応援寄附金 (前回広報掲載分~3月20日) ■
計7件 6万7千円

ごめいふくをお祈りします

神恵内 佐井 ひふみ さん(70歳)
3月21日死去

改正労働安全衛生法が施行されます

本年4月1日から改正労働安全衛生法が施行され、①注文者に対して個人事業者等の保護、②事業者に対して高年齢者の労働災害防止の取組が義務づけられます。

詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

厚生労働省 北海道労働局
労働基準監督署(支署)



クリーン作戦を行います

清潔で潤いのあるクリーンな神恵内村をつくり上げていくため、毎年恒例の「クリーン作戦」を下記のとおり実施いたします。

村民皆様の多数のご参加をお待ちしています。村民全員でクリーンな神恵内村を作りましょう！

■日 時 4月26日(日)午前9時

※参加される方は、軍手等の持参をお願いします。

【問合せ】企画振興課企画振興係

お住まいの地区		収集していただく範囲	集合場所
神恵内	1~4班の方	国道229号神恵内橋及び古宇川河川敷	役場前
	5~7班、14班の方	旧温泉998(茶屋町橋経由)まで ※神恵内橋付近河川敷含む	
	8~10班、12班の方	旧出町荘まで	
	11、13班の方	旅行村まで	
赤石	赤石1班の方	二ノ目川まで	赤石集会所
	赤石2班の方	大森橋まで	

編集後記

今年には雪解けが早く、3月中から春の日差しが暖かく感じられる日が多くありました。そんな暖かい日にはゆつくりと時間を過ごしたくなりますが、年度末は何かとせわしない日が続いて、「春眠暁を覚えず」といった、ゆつたりとした心地よい眠りの時間をとることもできない人もいるかもしれませんね。

新生活の準備、年度納めの作業、旅立つ人への送別、新しい仲間を迎え入れる準備、と、もしかすると師走(僧侶が忙しく走り回る時期、という説が有名)よりも忙しいのではないかと感じてしまう3月。この月は卯月といい、この時期にウツギという白い花が咲くことから名付けられたという説や万物が産まれ、新しい命があふれる初(うご)の季節から来ているという説、稲の苗を植える植月(うえつき)を由来とする説があるそうなんです。新しい環境に身を置く人たちが、その場所で能力を開花させるのを心待ちにしている今の時期にぴったりの和風月名ですね。

今月から神恵内村役場にも5人の新しい仲間が増え、3月から役場に入った松屋さんを入れると6人の新しい力が産まれました。この新しい力が、今まで経験を積み重ねてきた力が影響を与えあい、また、刺激し合いながら大きな一つの力として神恵内村のために尽力して参りますので、今後とも皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。

新しい仲間につきましては広報紙3月号、4月号でご紹介していますのでお見かけの際はぜひお声がけください。

神恵内村原子力エネルギー広報カレンダー

かもエナジ



vol.275

原子力発電に関する知識の普及や住民の生活に及ぼす影響に関する調査などを目的に、北海道の広報・調査等交付金を活用した様々な事業を実施しています。令和7年度は以下の事業を実施しました。

令和7年度に実施した
広報・調査等交付金事業
について紹介します



原子燃料サイクル施設等村民見学会事業

令和7年10月22日から24日までの3日間、村民を対象に原子燃料サイクル施設等村民見学会を実施しました。青森県の六ヶ所原子燃料サイクル施設PR館や高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターと合わせて東通原子力発電所を見学し、原子燃料サイクルの仕組みや原子力発電について見学・学習しました。

六ヶ所原子燃料サイクル施設PR館

PR館は、原子燃料サイクルの基礎知識を館内の展示物を交えて分かりやすく学ぶ事ができる施設です。高レベル放射性廃棄物等についての展示もあります。



高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センター

普段見学することの難しい管理区域を見学できました。足下のオレンジ色のフタの下で高レベル放射性廃棄物を安全に保管しています。



東通原子力発電所

屋外から原子炉建屋や防潮堤などの安全対策を見学しました。原子炉建屋の内部はVRゴーグルを使用して見学しました。



その他にも「かもエナジー」や「原子力防災のしおり」など、原子力に関する印刷物の発行や原子力に関する研修への職員派遣などに広報・調査等交付金を活用しています。

このカレンダーは、広報・調査等交付金事業でつくられています。

令和8年
2026年

4月

うづき
卯月

役場	76-5011	神内診療所	76-5226	④金・土・日・祝
消防支署	76-5500	歯科診療所	76-5945	④土・日・祝
社会福祉協議会	76-5908	珊内ぬくもり温泉	77-6131	④火・金
地域包括支援センター	76-5995	かもえない竜神温泉	76-5026	④月
漁村センター	76-5672	観光情報センター(道の駅)	76-5800	
		神内警察官駐在所	76-5212	



日	月	火	水	木	金	土
村長室ふれあいトークのお知らせ 村長室ふれあいトークの日時は変更となる可能性があります。希望される方は必ず役場総務課へ事前にご連絡ください。今月は4月7日(火)午後3時～5時30分を予定しております。 			1 先負	2 仏滅 保育所入所式(10:00～) 無料法律相談 (13:00～/漁村センター)	3 大安	4 赤口
5 先勝 岩内協会病院 62-1021 アイン薬局岩内店 62-5150	6 友引	7 先負 小学校入学式(10:00～) 中学校入学式(13:30～)	8 仏滅 行政相談 (10:00～12:00/漁村センター)	9 保-神1・2班 大安	10 赤口	11 先勝
12 友引 岩内協会病院 62-1021 ココカラファイン薬局岩内店 61-4774	13 先負	14 保-神3・4班 仏滅	15 大安 道民交通安全の日	16 赤口	17 先負	18 仏滅
19 大安 岩内協会病院 62-1021 若林調剤薬局 62-0698	20 赤口	21 先勝	22 保-神5・6班 友引	23 先負	24 仏滅	25 大安
26 赤口 クリーン作戦(9:00～) 岩内協会病院 62-1021 アイン薬局岩内店 62-5150	27 保-神7・8班 先勝	28 友引 移動窓口 (13:30～/珊内集会所 15:00～/川白ふれあいセンター)	29 先負 昭和の日 岩内協会病院 62-1021 日の出薬局 62-2250	30 仏滅 りはるinかもえない (13:45～/漁村センター)	春の全国交通安全運動 4月6日(月)～4月15日(水) 交通安全街頭啓発「旗の波」 6日(月)～10日(金)、13日(月)～15日(水) 午前8時00分～午前8時30分	


ごみの収集

※指定ごみ袋に入らない燃やせるごみ・燃やせないごみの小型ごみは、100円のシールを1枚貼って、それぞれの収集日に出してください。



区分	全村	出し方	料金
燃やせるごみ	月曜日・金曜日	黄色の指定ごみ袋	5% 10枚入 150円 10% 10枚入 300円 20% 10枚入 600円 40% 5枚入 500円
燃やせないごみ	火曜日	青色の指定ごみ袋	
資源物	水曜日	透明か半透明の袋	無料
大型ごみ	5月21日、7月23日 9月17日、11月19日	ごみ処理券を2枚貼付 (事前申込制)	1枚単位 100円

女性の健康相談
4月23日(木)
時間：午後1時～午後3時
場所：岩内保健所
電話：62-1537
(事前予約制)




こころの健康相談
毎月1回開催
時間：午後2時～
場所：岩内保健所
電話：62-1537
(事前予約制)



年金相談
(日本年金機構小樽年金事務所)
4月23日(木)
相談時間：午前9時～午後1時
場所：岩内地方文化センター
電話：0134-33-5026
(事前予約制)

移動支援サービス
「たつ姫号」
時間：午前8時30分
～午後5時(平日のみ)
電話：090-9109-5768

しりべし弁護士相談センター
4月1日(水)・8日(水)・15日(水)・22日(水)
*予約受付：平日午前10時～午後4時
*住所：岩内町高台84-3(佐藤精肉店隣)
*電話：62-8373(事前予約制)



かもえない竜神温泉行バス
村内バス(④)運行日：火～金曜日(祝日除く)
温泉への移動には、しおかぜライン(⑤)もご利用ください(青少年旅行村入口)
●川白⇒温泉 ④ 11:40発 ●温泉⇒川白 ④ 14:10発
⑤ 13:48発(平日におすすめ)
⑤ 16:00発 ⑤ 18:48発(土日祝におすすめ)
※しおかぜラインの記載されているものは一部です。その他の便もご利用いただけます。

